平成22年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年9月8日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子

3番 小菅 六雄 4番 髙橋 繁夫

5番 内田 聡史 6番 奥村 治男

7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世

9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎

11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆

13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二

15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子

17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣

19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長 山仲 善彰 教育 長 南出 儀一郎 総務部長 岡野 政策調整部長 南 喜代志 勉 市民部長 髙田 一巳 健康福祉部長 新庄 敏雅 都市建設部長 橋 俊明 環境経済部長 山本 利夫 環境経済部政策監 竹内 睦夫 教育 部長 東郷 達雄 総務部次長 井狩 重則 政策調整部次長 中島 宗七 広報秘書課長 寺田 実好 企画財政課長 立入 孝次

総務課長 遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

 事務局長田中正二事務局次長佐敷 政紀

 書 記 吉川加代子 書 記 中原 正隆

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第66号から議第86号まで及び議第90号を一括議題 (野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例他21件)
- 第4 一般質問

市長提出議案

- 議第66号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第67号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第68号 野洲市情報システム管理運営審議会条例を廃止する条例
- 議第69号 平成22年度野洲市一般会計補正予算(第3号)
- 議第70号 平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)
- 議第71号 平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第72号 平成22年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第73号 平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第74号 平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第75号 平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第76号 平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第77号 平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第78号 平成21年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第79号 平成21年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第80号 平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 議第81号 平成21年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

- 議第82号 平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第83号 平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第84号 平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第85号 平成21年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第86号 平成21年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第90号 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定に同意することにつき議決を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を 開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第16番、三和郁子君、第18 番、田中孝嗣君を指名いたします。

(日程第3)

議長(鈴木市朗君) 日程第3、議第66号から議第86号まで及び議第90号、野洲

市国民健康保険条例の一部を改正する条例他21件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第3番、小菅六雄君。

3番(小菅六雄君) おはようございます。それでは議第90号について質疑を行います。まず1点目に、本議案は平成23年度南部用水、中部用水、甲賀用水の3用水が統合されるに当たりまして、その同意を求めるものであります。このことにつきまして、この企業庁3用水の統合案について、まず1点目に野洲市としてこれについてどのような意見、要望を提起されたのかを初めにお聞きし、確認しておきたいと思います。次に2点目でありますが、仮に今回の統合は可としましても、とどのつまり大きな問題、関心になりますのは統合となれば受水関係市町から見れば、料金、単価設定がどうなるのかが問題、課題であります。統合計画を見せていただきますと、平成23年度から5年間については、3用水とも基本料金、使用料金が引き下げられます。しかし、3用水間では、引き下げの幅は大きく異なり、南部用水の引き下げ幅は小さく、一方甲賀用水は大きな引き下げ幅となっております。よって今回の統合に向けて料金設定されますが、引き下げられますが、今回のその引き下げ目的、あるいは単価設定の本件について初めにお聞きし、確認しておきたいと思います。

3点目に今回の同じく料金設定の問題で、統合計画では、先ほど言いましたように、平成23年度から平成27年度までのこの間を第1段階とし、そして平成28年度には3用水の料金を完全統一することになっています。そこで、一般論として考えられるのは、平成28年度の料金統一時には、南部用水の場合、大幅な値上げが逆に考えられます。これについてどのような見解なのか、このような事態も考えられると思いますので、この際料金設定につきまして、統合時の今の段階で、28年度以降もどういう方向になるのか基本方向が示されるべきだと考えますので、見解を求めます。

次に4点目、今回統合のメリットとして今後の企業庁として全体の施設設備、また事業費、コスト面等々から統合が必要とされています。この点で現在の3用水別の今後の施設整備計画の費用はどう見ておられるのか、また南部用水から見れば、南部用水の場合、事業のスタートが早い分、施設整備、更新にかかわる費用が多い。だから、統合が全体の整備を進める上でもいいのではないかという主張もありますが、しかし統合計画を見せていただきますと、実際は南部用水だけではなく、中部用水も今後多額の施設整備、更新費用が必要と考えられます。これらの点から見れば、先ほど申し上げました今後の料金統一時、

この面から見ましても、南部用水受水自治体が高くなることになれば、矛盾と考えますので、この点についてもどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまご質問のございました、湖南水道工事に係る広域的水道計画の改善に同意することにつき理解を求めることについてのご質問にお答えをしたいと思います。まず第1点目の統合の計画でございますが、これにつきましては平成10年度に決定されたものでございまして、構成市町の同意を得て既に進められている事業でございます。ただ、料金体系につきましては施設整備及び経営コストの削減を図っていただき、可能な限り料金の引き下げを行うように要望をしておるところでございます。2点目に料金の設定につきましては、滋賀県企業庁作成の上水道供給事業統合後の料金(案)についての中の出支計画により示されており、現行料金より若干の値下げされるものであり、その理由として水需要の変化や水量に余裕のある東南部から水の融通により施設整備の削減、具体的には南部拡張計画をとりやめたことにより、浄水場の拡張分107億円の節約等が挙げられます。また、将来的な事業統合を前提として、国庫補助を受けていること、さらに組織の再編と南部用水拡張工事集中監視システムを初めとする各種業務の集中化により、人員の削減が可能となることなどが挙げられ、値下げとなる予定であります。

3点目に企業庁では、平成28年度より料金を統一する方針であり、今後実施する管路 更新及び吉川浄水場液状化対策の調査を反映した施設整備計画等をもとに、改めて料金改 定を行うとのことでありますが、現時点では未定であります。今後大幅な値上げ改定にな らないよう、南部受水市連絡協議会を通じて要望を行ってまいりたいと思います。

4点目に平成23年度から平成27年度の施設整備計画によると、南部上水道事業では76億5,000万円また東南部上水道事業中部地区では47億9,000万円、甲賀地区では16億8,000万円の計141億2,000万円の費用と積算をされております。施設整備更新費用につきましては、合併するしないにかかわらず必要となる経費でございます。南部上水道事業については、他の事業より早く着工したことにより短期的に見れば高くなると思われますが、将来の水道事業を考えるとリスクの回避等による安定供給が図れること、また県全体での経費の標準化を図れること、あるいは規模拡大によるスケールメリットが高くなるものと考えております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 小菅六雄君。

3番(小菅六雄君) まず、1点目も含めて、2点目、3点目の料金設定にかかわる件でありますが、これは皆さん御存じだと思うんですけど、見ていただきたいんですけど。ご承知のように、現在南部用水がトン当たり単価85円、中部地区が95円、甲賀地区が115円ですね。今回来年度23年度から27年度の5年間は南部用水が2円下がって83円、中部用水が95円から85円で10円下がるんですね。甲賀用水が115円から110円で15円引き下げられるわけですね。南部用水は2円なんですけども、もともと他の用水に比べると南部用水は単価は低いんですけども、それが28年度に統一されるということですね。それで、今はこういう現状と今後の計画になってますね。

これを踏まえてですが、先ほど答弁されましたが、当初来年度の統合に際して料金設定については、南部用水については今言いましたように、現在の85円から今回は2円引き下げが示されたと聞いておりますが、当初は南部用水については来年度から若干逆に引き上げの案が企業庁から示されたと聞いているんですね。それが今回最終的に逆に2円引き下げになっているんですけども、これでちょっとお聞きしておきたいんですけど、後の質問との関連で、つまり当初企業庁は2円引き下げどころか、引き上げを提案したにもかかわらず、最終的に2円引き下げになったことについては、これは統合をスムーズに進めるために政治的判断もされたのかですね。円満に統合を進めるために、そういう意味で言い方は悪いが、今回が根拠なしの政治的な料金設定でされたのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですね。そういう判断でされたら、先ほど示しました以降の質問との関係でも料金設定が不安になりますので、これはもう一度なぜ83円になったのか、政治判断も含んでいるのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

それと料金の問題で二つ目ですが、本市の場合は今85円が83円と言いましたが、単価が1円、2円変わるだけで、水道会計に大きな影響を受けるんですね。これは決算から試算しますと、今回2円引き下げられれば、たしか南部用水の受水費が約1,000万円ぐらい軽減されると思うんですよ。21年度の決算、今出てるのを見ますと、約3億2,290万円が南部用水の受水費ですね。だから、これが約2円引き下げられると1,000万ほど軽減される。これは大いに結構なんですが、言いたいのは先ほど3点目の質問で、仮に平成28年度に完全統一ですから、仮に5円なり極端な場合10円引き上げられれば、本当に本市の水道会計に大きな影響を受けると思うんですね。先ほど言いました決算です

が、今出ております決算の3条予算の収益的収支を見ますと、事業収益が7億5,319万円、事業費用が7億9,798万円で差し引き今年度、21年度は4,479万円赤字であったということですが、先ほど言いましたように約1,000万円軽減となれば、仮に来年度以降同じ状態だとすればの話ですが、約1,000万円軽減され3,400万円に軽減されるんですが、先ほど言いましたように、逆にこれが28年度以降単価が5円10円上がれば、これは本市の水道会計に深刻な影響を与えますよね。だから、3点目の質問に言いましたように、統合は仮に全体のメリットがあるにしても、本市の水道会計の今後の状況を見れば、28年度の料金設定が本当に大変にならないような、私はそれだけの担保といいますか、一定の確約といいますか、実際28年度になってみないとさっぱりわからないでは、先ほどそんな趣旨の答弁やったと思いますが、統合はしたが、28年度からは本当に大変になったでは、これはだめだと思うんですね。だから、これも先ほど言いましたように、今回の統合が全体から見れば可であるにしても、28年度以降のそこらへんの確約というか、担保をもうちょっときちっと表明してもらわないと不安といいますか、心配になりますので、その点はどう考えておられるのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと2点目でありますが、これも以前の全員協議会等でしたかな、説明されましたように、今回の整備計画のすなわち統合の目的でありますが、この間私どもは過去をさかのぼって一貫して言ってきたわけなんですけども、現在動いている整備計画は余りにも過大であったと。それが今回1日の最大水量が大幅に下方修正されるとか、あるいは広域統合することによりまして、受益人口が50万を超えるんですかね。50万を超えると国庫補助の採択が受けられるという面とか、それから3用水間で水の供給の融通ができるとか、いろいろメリットがあるとそういう意味ではいいと思うわけなんですけれども、一歩統合されなかったら、南部用水としては独自で先ほど答弁にありました、液状化対策とか管路の布設とか、いろんな南部用水独自の整備費がかさんでくる、そういう話もあって、統合は一応全体として進めるからメリットがあるのではないかと言われますが、これもわからないからちょっと教えてほしいという面もあってなんですが、これは先ほど一部答弁されました今後の施設の整備計画でありますが、先ほど23年度から27年度までの各用水の整備は言われたんですね。南部用水は27年度までに76億円、中部が48億円、甲賀水道は比較的規模が小さいんですが、17億円。問題なのは28年度から32年度を見ますと、南部用水が51億円、中部用水は63億円、甲賀用水が15億円で、南部用水が全体

で127億、中部用水が全体で111億、甲賀用水が32億。こういうたくさんの施設整備全体の費用が要るわけなんですけども、言いたいのは南部用水だけが突出して整備費が要るということではないと思うんですね。南部用水はスタートが早かったですから、当然それなりに費用もかさんでくるわけですが、規模の面からも言いまして、しかし中部用水も先ほど言いましたように平成32年度までの間をみると111億円、甲賀用水が32億円ですけど、こういう状況なんですね。だから、こういう他の用水も含めて整備費がたくさん要りますので、その点を考えますと、先ほど言いましたように、統合した後も平成28年度以降料金の再設定がされる場合、南部用水の受水市が高い料金設定になればやっぱりそれは矛盾だと思うんですね。

それで、もう一つこれを見てほしいんですけど、これだけを見てすべてを別に判断しているわけやないですけど、一つの指標として見ていただければ、3 用水の経営状態と言いますか、その一部ですけども、南部用水の場合は現在基金が20億円です。積み立て基金ですね。中部用水が1億円で、甲賀用水はないんですけども。留保資金は南部が36億円で中部が8億円で、甲賀が6億円です。南部用水全体では留保資金と基金を合わせて、56億円、あと中部用水と甲賀用水が9億円でなんですけども、この面から見ても南部用水は一定それなりの経営をしてきたと、そういうことが見られるんですけど、これ一つでもってすべてが言えるわけではないんですけども、だから言いたいのは、再三言いますように、28年度から料金の再設定が完全統一がされますが、今後の施設更新、整備にしても、そしてこれまでの経営状況から見ても、やはり28年度の料金再設定のときのそれなりの担保がないと、とどのつまり市民から見れば、水道会計も含めてですけど、最大の関心事はやっぱり料金設定ですよね。これが統合したは最後大変になったでは問題でありますので、こういう全体から見てもう一度答弁いただきたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) ただいまのご質問で1点目につきましては、統合のための政治的判断があったのかどうかというようなご質問であったと思います。政治的判断があったかないか、私は承知はしておりませんが、先ほど答弁をさせていただきましたように、料金の設定につきましては経営努力をしていただきまして、可能な限り料金の引き下げを行うよう、要望してきたところでございまして、その結果であるというように考えております。

2点目の28年度以降の料金設定につきましてでございますが、これにつきましても先ほどご答弁させていただきましたように、23年から27年度における経営の状況、あるいはその後の実施する管路更新あるいは吉川浄水場等の施設整備計画、それぞれの経費が幾らになるかによりまして、28年度以降の料金というのはおのずと決まるわけでございまして、これにつきましても現時点では正確にこういうふうになる、あるいはまたこれを必ずこういうふうにするということで、担保という言葉をお使いになりましたけれど、しっかりとした担保ということをなかなか現時点で表明するのは不可能かと思います。そういったことから28年度の料金設定につきましても、それぞれ今おっしゃいましたように、本市の水道会計といたしましても、現時点でも逆ざやの状態が起こっているわけでございまして、そういったことを踏まえますと、できる限り先ほどの現時点での価格設定と同じように経営努力、あるいは経費の節減等も企業庁におきましても努力をしていただく、またそういったことを現実の実現に移すように、本市といたしましても十分に要望していきたい。また、議論をその時点では即していきたいと思っております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 小菅六雄君。

3番(小菅六雄君) もうこれ以上よくわからないので、同じことを繰り返しても仕方ないので最後に総論的にちょっと聞きますが、いずれにしましても、今回来年度統合しまして、経営計画、今回の整備計画、企業庁からも資料をもらったり、ちょっと若干お話を聞かせていただいたりしたんですけど、もう一つよくわからないところがあるんですけど、難しさがあって、わからないところがあるんですけども、見まして、いずれにしろ今回の計画の中の人口、水需要、それから施設整備、それから部長も言われましたが、今後の経営努力なりコストなり、いろいろ総合的な要因なんですけども、しかしやってみないとわからないではやっぱり不安なんですよね。その点、市としまして、企業庁が示した今後の計画、28年度以降本当のところ、全くわからないと思われてるのか、それなりに企業庁が示した今回の統合計画の整備計画から見て、ほぼ83円でいけると思っておいでなのか、そこら辺は一定どう見込んでいるのか、市自身がどう見込んでいるのかなしにとにかく同意しましたでは、ちょっと市としても市民の責任を果たせないと思いますので、28年度以降この整備計画でどうなりそうと思っておいでなんですか。さっきから、わからないわからないと言われますが、わからないだけではちょっと市民に責任を果たせないと思うんですけど、最後にお聞きしておきたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰君) 皆さん、おはようございます。水道に関する小菅議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、部長がお答えをいたしましたように、今回は27年度までの計画です。28年 度以降がどうなるか、これは公式にやっぱり絶対わからないです。それを今、小菅議員が おっしゃるように市が情報を集めて、再検証せよというご指摘かなと思うんですけれども、 私どもとしては企業庁の管路の老朽化がどうだとか、本当にどこで工事が要るかとか、そ こまではやはり知り得ないと思います。みずから翻って、足元の野洲市の水道を見ますと、 これこそいつも言ってますように平成18年度に政治価格が設定されてます。2002億 4,000万ほどあったから、それを毎年2,400万の赤字で10年ぐらい食っていけ るだろうと。もう、それが今、4,000万、5,000万の赤字です。そのときに小菅 議員は私はそのときはいませんでしたけども、職員に聞きますと、この価格設定に賛成を されたということです。そうしますと、じゃ、10年後に幾らの価格という見込みを出せ とおっしゃったのかどうか。でも、すぐに間違ってきてるわけですね。これは何が違って るかというと、そもそも企業会計で赤字を出すという設計をすること自体がこれはある意 味で背任行為なんですけども、人口、消費、いわゆる使用量、あるいは設備投資、もう全 部狂ってます。同じことでみずからの足元が崩れているのに、正式にはやはり23年から 27年までの計画ということで、最大限、情報開示されてる中で、28年度以降の情報開 示を求めたとしても、出てくるものだけ、本当の検証ができないと思っておりますので、 現時点ではこれが限界かなというふうに考えております。

以上お答えといたします。

議長(鈴木市朗君) 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

次に、ただいま議題となっております、議第66号から議第86号まで及び議第90号の各議案は会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第66号から議第86号まで、 及び議第90号の各議案は、議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に審査を付託する ことに決定いたしました。

(日程第4)

議長(鈴木市朗君) 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。 それでは、通告第1号、第10番、市木一郎君。

10番(市木一郎君) 皆さん、おはようございます。第10番、市木一郎でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。もっと野洲21計画、平成21年度実績評価について4点ばかり質問をしたいと思います。

まず1点目、政策6-2の総務部が所管する不用財産の売却推進に関して質問をいたします。細かい項目が4つございます。1つ目が不動産台帳の整理の進捗度について。2つ目、行政財産の把握について。3つ目、評価Bについての対策について。4つ目、平成22年度予算中不動産売り払い収入8,800万円の達成見通しについてでございます。

2点目、政策15-4の健康福祉部が所管するファミリーサポート事業の推進について質問をいたします。評価がBで、遅延理由等に保護者のニーズに的確にかつ迅速に対応するべくまかせて会員の増加や病児病後児預かりを推進する必要があるとありますが、まかせて会員とおねがい会員との差は、平成20年度が64人であったものが、平成21年度は80人とその差が広がっていますが、社会福祉協議会に事業委託をしているとはいえ、今後の取り組み姿勢についてお伺いします。

3つ目、政策 1 9 - 3、環境経済部が所管する野洲市環境マネジメントシステムの普及促進について質問をいたします。この事業は、「楽 2 (らくらく)エコトライ」という名称で平成 1 8、 1 9、 2 0年と3年にわたり省エネルギーの取り組みを推進するために行われたアンケート調査です。平成 2 1年度の事業は、この結果を 4 枚の実績まとめを作成したものです。今後の課題として、家庭での CO_2 削減量の可視化、インセンティブの付加を行うため、滋賀県が実施しているインターネット環境家計簿、「みるエコおうみ」などの連携を検討する必要があるとあり、検討結果を踏まえて、改良して実施予定が平成 2 3年度からとなっています。このような取り組み方で事業進捗評価が A となっていますが、取り組み姿勢についてお考えをお伺いします。

4点目、政策 2 1 - 2 の総務部が所管する職員定数の見直しについて質問いたします。 第1次野洲市定員適正化計画に従い順次職員数を削減され、平成 2 2 年 4 月 1 日現在では 正規職員数 4 1 9 名で、計画比 3 名減を達成され、事業進捗評価 A とされているところで すが、嘱託職員数、臨時職員数は、平成18年4月1日現在合計で308名であったのが、 平成22年4月1日現在では合計482名と174名増となっています。緊急雇用対策事業によるものがあるとはいえ、余りにも多いのではないでしょうか。以前、市長は、保育関係で臨時職員がふえていると答弁されたと記憶していますが、財政規模が縮小する中、事業全体の見直しが必要と考えますが、お考えをお伺いします。

以上です。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰君) 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

市木議員の、もっと野洲 2 1 計画、平成 2 1 年度実績評価についてのご質問につきまして私のほうから全体的にお答えをまずさせていただきます。昨年 4 月に公表いたしましたマニフェストロードマップ、もっと野洲 2 1 計画は、そもそも私の個人的な思いだけで新しく押し込んだ事業はほとんどございません。これまでに課題となっていたり、計画されながら着手されなかったり、さらには、潜在的に課題となっていた事業や施策を職員、組織の議論を通じて位置づけたものであります。いわば体力消耗型ではなく健康増進型のマニフェストであり、かつ実現のための行程表であると考えております。

公表から1年が経過しましたので、本年5月に平成21年度の取り組み実績について評価、検証を行い、7月に公表いたしました。今回の評価はあくまでも内部評価であり、各所属による自己評価と、私が各所属に対して行ったヒアリング結果等をもとに、野洲市として取りまとめを行ったものであります。

評価結果につきましては、事業完了もしくは予定どおり進行しているA評価が134事業中89事業で、全体の66.4%でありました。総括といたしましては、今回はA評価が全体の6割以上であったことから、かろうじて合格というところかなというふうに判断をいたしております。また、今回は評価以外にマニフェストを導入することによって課題と目標の明確化、徹底した情報公開と透明性の確保を図るということや、個々の職員もみずからが市民であるという自覚を磨き、市民目線による評価を行い、事業を進めるといった感覚が徐々に職員の間に浸透してきているということが大きな成果であったと考えております。

それでは引き続き、個々のご質問に対しましては各部長からお答えをさせていただきま すので、どうぞよろしくお願いします。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 皆さん、おはようございます。それでは、市木議員のもっと野洲21計画、平成21年度実績評価について、私のほうからは総務部が所管いたします第1点目の政策6-2と第4点目の政策21-2のご質問にお答えをしたいと思います。

第1点目の政策6-2不用財産の売却推進に関してのご質問にお答えをしたいと思います。1点目の不動産台帳の整理の進捗度につきましては、平成20年度に公有財産管理システムを導入し、整理を進めております。現在、行政財産及び普通財産全体で約1万100カ所あるうち、約6割程度の整備ができております。名称や用途等の財産分類が不明な土地が約4割ございます。この不明な土地につきましては、現地調査等を実施し、整備を進めている状況であります。

2点目の行政財産の把握につきましては、事業用の残地等整理が必要な箇所はございますが、施設関係等の土地建物は把握ができている状況でございます。

3点目の評価Bについての対策については、境界確定や地積調査、隣接土地所有者との協議等に時間を要し遅延をしているため、今回の評価となっております。1点目で申し上げました台帳の整備を早急に進めることにより、不用財産を把握し、売却推進に努めてまいりたいと考えております。

4点目の平成22年度予算中の不動産売り払い収入8,800万円の達成見通しにつきましては、本年度4カ所5筆の売却を予定いたしております。1カ所は既に売却が完了してございます。現在、2カ所を広報及びホームページで9月1日から公募をし、今月17日まで申し込みの受け付けをしているところでございます。また、もう1カ所につきましても、売却に向け事務を進めており、ほぼ達成できる見込みと考えてございます。

続きまして、第4点目の政策21-2の職員定数の見直しについてのご質問にお答えを したいと思います。

議員ご指摘のとおり、本市では効率的、効果的な行政運営を目指しまして、事務事業の効率化を図りながら、定員適正化計画に基づき、正規職員の削減に努めてまいりました。その結果、平成17年4月での正規職員458人は、平成22年4月現在では419名となり、削減目標でありました422人を3人上回る39人の減員となったところでございます。職員の多寡を他団体と比較する上での数値としては普通会計での基準値しかございませんが、参考までにお示しをいたしますと、類似団体である米原市と比較しましたところ、総数では2名少なく、人口1万人当たりでは18名少なくなっております。

一方で、正規職員の配置が限られている中で、増加する行政需要に対処すべく、正規職

員で賄い切れない部分を補完する形として、嘱託職員、臨時職員を雇用して対処しているところでございます。このうち嘱託職員については、新たに発生した継続して必要とされる業務において一定の専門性を必要とされる業務、また臨時職員については臨時的に生じた業務に対処すべく雇用しているものでございます。

議員ご質問の嘱託職員、臨時職員が平成18年に比べ増加している要因といたしましては、嘱託職員については保育園、幼稚園の園児数の増加に伴うものとして保育園で8名、幼稚園で6名、発達障害への対処として心理判定員の雇用等により4名、放課後こども教室実施に伴う指導員等青少年関係で10名、中学校給食の実施に伴う調理員等として18名などであります。また、臨時職員といたしましては、園児数の増加や幼稚園における預かり保育の実施等により保育園で7名、幼稚園で30名、特別支援対象児童生徒の増加によります支援員等として小中学校で23名、長期休暇中の放課後こども教室の指導員等青少年育成関係として24名などでございます。

また、昨今の経済情勢によります雇用対策として、緊急雇用対策事業等を活用いたしまして、嘱託職員で7名、臨時職員で45名を雇用し、対処しているところでございます。 なお、これらの職員数については、延長保育に伴う勤務時間の延長に対処するための、フルタイムではない勤務の者も含まれております。限られた財源の中でより効率的な職員配置をいたしまして、市民のニーズに対処すべく事業を推進しているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

今後につきましては、財政健全化集中改革プランによる事業見直しを進めるとともに、職員数につきましても、定員適正化計画に基づき、適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。なお、現在の計画は、平成18年に国から示されました公務員定数を縮減する指針に基づき策定したものであります。保育園や幼稚園、給食センターなど一部において臨時職員や嘱託職員に大きく依存している部署があります。責任ある行政サービスの提供を行うという意味では十分とは言えない実態がございます。このことから、現在、定員適正化計画の見直し作業を進めているところでもありますが、見直しに当たりましては、今後の国、県からの権限移譲や将来の行政需要、財政状況などを総合的に判断いたしまして、本市の実態に合った計画としてより効率的で効果的な行政運営が図れるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、以上答弁とさせていただきます。

市長(鈴木市朗君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(新庄敏雅君) 皆さん、おはようございます。それでは、市木議員のもっと野洲21計画の2点目のファミリーサポート事業についてお答えを申し上げます。

当事業につきましては、平成19年1月に発足以来、会員数も順調に伸び、昨年1年間で56名の会員増加により、本年3月末では212名の会員登録となります。登録会員数では、お願い会員と任せて会員に差があり、拡大をしておりますが、実際の利用者数と提供者数には大きな差はなく、保育園や幼稚園の送り迎え、また学童の登校前の預かりなどを中心に、子育てニーズにこたえる支援が図られております。

課題への対応としましては、子育て支援センターと連携協力して、このファミリーサポート事業の周知啓発を進めるとともに、子育て講習会を開催して、任せて会員のさらなる確保に向けて進めてまいります。また、病児、病後児預かりにつきましても、医療機関と連携して院内での病児、病後児保育を実施し、お願い会員、任せて会員が安心して子供を預けられる、預かれる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) それでは、市木議員の3点目の楽2(らくらく)エコトライにつきましてご答弁をさせていただきたいと思います。

この楽 2(らくらく)エコトライにつきましては、平成 1 8 年度から 2 0 年度にかけまして 3 年間にわたって実施をした野洲版地域 I S O でございます。省エネルギーやごみ減量などに簡単に取り組め、関心を高めることを目的に実施をいたしました。内容は、取り組み項目として電気、ガス、灯油の削減、水の有効利用、車燃料の削減、ごみの減量、グリーン購入等の設問の中から抽出し、エコシートでその実施状況を市民活動団体から報告をいただきました。この 3 年間の成果をまとめた結果、参加者数は目標の 3 割程度と低調でありましたが、項目ごとの達成度は、全体平均で 8 2 %に上っており、参加者の環境やエコライフに対する意識が非常に高く、行動に結びついたものとなっています。ただ、評価基準があいまいな自己評価であり、 CO_2 削減などの具体的な数値が見えにくいところを改善する必要があるかと考えています。

このように、事業を完了し、一定の実績のまとめ作業を終えましたので、事業進捗評価をAとしたものてございます。この成果を踏まえ、今年度は目標達成の高かったグリーン購入をさらに進めるために、市民との協働で職員販売店での環境に配慮した取り組みをまとめたガイドブックを作成する予定でございます。さらに、目標達成の低かった車の燃料

削減についても、省エネ効果に直結するエコドライブ研修会の参加者拡大や電気自動車の展示試乗会を行う予定であります。今後は、新たな野洲版環境家計簿楽2(らくらく)エコトライの改良版をつくるのではなく、参加者の拡大や取り組み成果の可視化、定量化を目指して、滋賀県が実施しているインターネット版環境家計簿、みるエコおうみに切りかえて推進を図りたいと考えており、既に市広報等で啓発をしているほか、環境基本計画に基づく地球温暖化防止学習会等で取り組む予定をしております。

しかし、このような活動が市民に無理を押しつける取り組みでは継続はできません。経済的にも合理性があると市民が納得できるような取り組み、仕組みづくりが必要であると考えており、さまざまな試みを実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 市木一郎君。

10番(市木一郎君君) それでは、再質問を行います。

総務部に関する質問ですが、1つ目、行政財産の把握についてですが、把握できているとのことですが、売却なり利活用のため普通財産へ変更する必要があると思いますが、どこで、だれがされるのかということが1つでございます。それと評価Bについての答弁で、境界確定や地積調査、それから隣接土地所有者との協議等に時間を要し遅延しているとあったと思いますが、聞くところによると、この財産管理に関する職員は1名とのことですが、大切な仕事でございます。期間限定で職員を増員する必要があると考えますが、お考えをお伺いします。

次、職員定数の見直しについてですが、詳細にわたる説明をいただきましたが、緊急雇用対策事業によるものを除いて、私の持っている資料は18年度しかございませんので、18年度に比べ嘱託職員で46名、臨時職員で84名の計130名の増と思いますが、職員の平均給与で何人に該当いたしますでしょうか。

次が、楽2(らくらく)エコトライについて再質問をいたします。3カ年の成果をまとめた結果、参加者数は目標の3割程度と低調でしたが、事業を完了し、一定の実績のまとめ作業を終えたので、事業進捗評価をAとしたという答弁だったかと思いますが、私は内容が大事と考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、今後については滋賀県が実施しているインターネット版環境家計簿みるエコおう みに切りかえて推進を図るという答弁だったと思いますが、楽2(らくらく)エコトライ 実施要項の目的の一節に、地域ぐるみで継続して実践することにより、よりよい環境文化 の創造とコミュニティーの育成を図り、未来に責任ある野洲市として子孫にすばらしい野 洲の環境を引き継いでいくことを目的としますとあります。目的を達成できるとお考えで しょうか。

以上です。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) それでは、市木議員の再質問にお答えをいたします。

政策 6 - 2 の関係でございますが、売却なり利活用のために普通財産に変更する必要があるとおもいますがと、それについてどこでだれが判断されるかというご質問だったと思うんですけれども、まず、売却や利活用しようといたしますと、当然行政財産でありますと、議員ご質問のように、まず普通財産に変更する必要がございます。そういうことで、売却あるいは利活用に当たりましては、庁議、いわゆる庁舎内の会議あるいは公有財産審議委員会などもございますので、そこで議論、審議をいたしまして、方針を定めるものでございます。特に売却につきましては、先般も全員協議会でもお知らせしましたように、議会にも報告あるいは協議をさせていただきながら判断、決定をしていくことになろうかと思います。

それともう1点は、議員おっしゃるとおり財産管理、非常に大事なことでございますし、またこれから公会計制度ということもございます。そういうことで、早急に整理もする必要がございます。ありがたいお言葉なんですけど、期間限定でも職員を増員する必要があるのではないかというご質問でございます。先ほども申し上げましたように、財産分類が不明な土地も多く確かにございます。現地調査等にも大きな労力を必要といたします。現状の人員では十分とは言えないと思いますが、限られた職員数でもございますし、各所属の業務量や行政需要等を総合的に、特に総務部でございますので勘案をしなければならないといこともございます。そういうことから、適正な人員配置によりまして仕事を進めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、もう1点の職員定数の関係の再質問でございます。嘱託職員、臨時職員、 多いということで、正規職員として換算したら何名雇用していることになるかというよう なご質問でございます。嘱託職員、臨時職員はあくまでも非常勤職員として雇用している ものでございまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、すべて職員がフルタイムで働 いているものではないことや、仕事の内容、責任度の違いもございます。正規職員との比 較は難しい面があることから、単純に今回支給している報酬、賃金の総額を正規職員の給 与換算で比較をしてみました。平成22年度予算ベースでの換算でございますが、嘱託職員は正規職員77名分ということでございました。臨時職員につきましては63名分でございます。合わせて140名分に相当すると考えております。

以上、答弁といたします。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) 市木議員の再質問の楽2(らくらく)エコトライにつきましてお答えをいたします。

ご質問のとおり参加者は低調でございましたが、具体的な参加者の内訳を見ますと、環境保全活動を行っている団体ばかりでなく、福祉活動、スポーツやPTAなどの幅広い団体が参加されていたということもございます。そういった点は評価できるものと考えております。さらに取り組み項目が参加者の選択で気楽に省エネルギーの行動の実践につながるという、楽に楽しみながらという所期の目的が一定実現できたことは評価できるものと考えております。このように、楽2(らくらく)エコトライの3カ年にわかる取り組みは、一定の成果があったものと考えております。しかしながら、一方で課題として1年目は増加傾向のある家庭部門の温暖化効果ガス削減のためには一人一人の取り組みが必要であり、参加者の拡大は当然のことでありますが、拡大を図る必要があったと思います。ただ2点目は取り組みの成果が先ほど申しましたように可視化しにくいということで、可視化により参加者にやる気を与えて、温暖化の問題を自分のこととして意識を持っていただくということが必要となります。

また、楽 2(らくらく)エコトライの目的は 2 つありまして、 1 つは、この 3 年間で得られたデータを分析して、これに対応した環境施策や事業展開を行っていくための基礎資料として活用し、そしてもう 1 つは、環境に余り関心のない方にも簡単な環境家計簿をつけることによって、自分の生活を見直していただきたいという側面がございます。先ほど申しましたように、データをもとに必要な施策事業を計画しておりますし、環境家計簿についてはより簡単に取り組めるインターネット版の環境家計簿みるエコおうみの活用を図ってまいりたいと考えております。みるエコおうみは、電気・ガス・水道等の月間使用量を毎月入力するだけで、使用量の変化や CO_2 削減量なども自動的に計算されます。また、日常生活におけるさまざまな省エネ活動も CO_2 削減として計算されますので、容易に CO_2 削減量が可視化できるようになると考えております。ご質問の目標達成につきましては、この事業のみで実施されるものではなく、この実施要項の目的の前段にも例示してお

りますように、太陽光発電装置の設置等その他の環境事業と相まって達成されるわけでございます。この事業の可視化によりまして得られた成果を生かし、目標を達成するよう努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長(鈴木市朗君) 市木一郎君。

10番(市木一郎君) 課題山積する中ではありますが、山仲市長には引き続きの奮闘を、そして職員の皆様には市民目線に立った真摯な姿勢で職務に精励していただくことをお願いし、一般質問を終わります。

議長(鈴木市朗君) 次に通告第2号、第6番、奥村治男君。

6番(奥村治男君) おはようございます。6番、奥村治男でございます。今回私は一 問一答方式で質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、道徳の教材「心のノート」についてお尋ねをいたします。文部科学省が平成 1 4年度から全国のすべての小・中学校に配布されておりました道徳教育の補助教材「心のノート」が、昨年秋に行われました政府の行政刷新会議におきまして事業仕分けの対象 となり、2 2年度からは希望する学校のみに配布するというふうに仕組みが変わったわけ であります。そもそも子供の規範意識の低下が指摘されている現在、平成 1 2年 5 月に少年による、皆さん御存じだと思いますが、西鉄高速バスの乗っ取り事件が発生いたしました。このように少年による重大事件が相次いだことを受けまして、道徳教育を充実させる ために文部科学省が「心のノート」を作成し、全国の小・中学校の生徒全員を対象にこれまで無償配布をしてきたわけであります。

この「心のノート」は、勤勉・努力・尊敬・感謝・思いやり・親切・友情・信頼・公徳心・愛国心・家族愛・自然愛・動物愛などの教材に効果的に使用されていると思いますが、滋賀県民の中からは、道徳性は強制して身につくものではない、使用の是非がある以上役目は終わったと考えてもよいのではないか等の意見や、いじめや不登校、心の問題は本来家庭がするもの、そのすみ分けこそが大事との発言があったと聞きます。

つきましては、本件に関しまして、1点目、教育現場の意見として本件に関してどのように考えられるのかお伺いをいたします。2点目、本市の道徳教育の現状とその取り組みについてお伺いをいたします。3点目、以上申し上げました「心のノート」について教育長としてどのようにお考えになっておられるのか所見をお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 奥村議員、一問一答ですから一つずつ順番にいきますので。 教育長。 教育長(南出儀一郎君) それでは、ただいまの奥村議員の道徳の補助教材「心のノート」に関する教育現場の意見についてのご質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、これまで無償配布をされておりました「心のノート」は、平成23年度からウェブ化されまして、各学校は必要に応じてダウンロードして印刷をして活用すると、こういう予定でございます。この件に関するご質問の教育現場の意見についてでございますが、本市の小・中学校では「心のノート」の価値を改めて認識をいたしておりまして、今後も「心のノート」の活用に努めるということで意見が一致をしております。既に各学校ではウェブ化された「心のノート」が補助教材として使用しにくいであろうと、こういうことが予想されますので、ことし4月に無償配布されました「心のノート」につきまして、学校に保管をして、それを来年度活用していく。ウェブ化されたものはそれの補助として使う、こういった考えを持って来年度予定でございます。

議長(鈴木市朗君) 奥村議員。

6番(奥村治男君) ただいまご答弁いただきました「心のノート」については、23 年度から文部科学省がウェブ化されまして各学校でダウンロードして印刷するということ であるわけなんですが、これは大変なことやと思います。また、本年4月に無償配布され てきた「心のノート」を各学校で保管して来年度も教材として使っていくということであ りますが、1年間子供が使ってきた教材ですので、書き込みもあるでしょうし、傷んでお ることもあろうかと存じます。そういったことで、また次の学年の者が、前年度生徒が使 ったものをまたもらってというのはいかがかと存じます。これはちょっと文部科学省のほ うで調べてみましたら、小学生は1・2年生用が1冊360円、3年生・4年生用が38 0円、5年生・6年生の高学年用が380円、中学生用は430円と聞いております。こ ういった道徳教育の重要性からしましても、本市の小学校6校では、これは昨年5月時点 の人数で若干変動があるかもわかりませんが、6校で3,083人、中学校3校で1,3 42名、合計4,425名であります。これら小学校から中学校までの子供の「心のノー ト」の平均単価をとりますと385円ですので、全部教育委員会で参加して新しいものを 配布されても170万円程度のものです。中身も改訂されるかもわかりませんので、やは りこの道徳教育というのは非常に大事な教育であり、非常に重要でございます。そういっ たことからして教育委員会では一括購入して新しいものを小・中学生に配布してはどうか と考えるわけですけれど、このぐらいの措置はやっぱり必要かと思いますが、教育長の所 見を伺いたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) ただいまの奥村議員の「心のノート」の教育委員会での購入 についてはどうかと、こういうご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

市の教育委員会で購入をいたしまして、野洲市の子供たちに無償配布をするということになりますと、今、議員のほうからもございましたように、概算で約100万から200万ぐらいの予算が必要かと、そのように考えております。しかしながら、しばらくの間は、今年度保管をしております「心のノート」を活用していくと、こういうことで道徳教育の充実が図れるんではないかと、このように考えておりまして、来年度につきましては市単独で「心のノート」を負担ということは現在のところ考えておりません。しかし、将来、今もご指摘ございましたように、「心のノート」の傷みがひどくなったり、あるいはウェブ化されたものが新しく改訂をされたり、こういったことになったときには、単独での一括購入についても検討はしていきたいと、このように考えております。ただ、「心のノート」は非常に価値があるものでございますが、道徳の補助教材というのはほかにもございますので、その辺のところも総合的に考えていきたいと、このように考えております。

議長(鈴木市朗君) 奥村議員。

6番(奥村治男君) それでは、先ほど2点目の本市の道徳教育の現状とその取り組みについて細かくお聞きをしてまいりたいと思います。まず1つ目は、文部科学省の教育家庭課では、本年4月21日付で全国の教育委員会に道徳教育総合支援事業の公募要領を47都道府県の教育委員会に通知されておるわけです。この公募の締め切りは、文科省で聞いてみますと6月25日であったとのことでありますが、この公募に対して政令指定都市を含めまして24の地域から応募があったと聞きました。ただ、残念なことに滋賀県は応募がなかったということを文科省は言っておりますが、本市はなぜこの公募に応募しなかったのかお伺いをしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) ただいまの文部科学省の家庭教育課が行いました道徳教育総合支援事業の公募に応募しなかったと、その応募の関係についてのご質問にお答えを申し上げます。本市の小・中学校では、既に地域の人材を生かした心の教育の推進、あるいは道徳の指導改善ということについては従来から進めているところでもございます。地域の教材を生かしたり、あるいは道徳の授業につきましては、各学校でそれぞれ工夫、実践をされているところでございますので、そういったことをかんがみまして、この事業による

ことなく道徳教育の充実が図れるものというように判断をさせていただきました。また、 文部科学省の行うこの事業につきましては、基本的には都道府県あるいは政令指定都市単 位で行われることによりまして、事業効果を確認できるものであろうと、このように認識 をしております。野洲市におきまして、さまざまなそういった取り組みが既に行われてい るということから考えてみますと、これを改めて導入するということは教育現場への負担 が大きいと判断させていただいたところでございます。

以上の理由から、本市単独では応募は行っておりませんということでございます。以上 よろしくお願いします。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6番(奥村治男君) ありがとうございました。

それでは、関連いたしまして2点目お伺いいたしますが。道徳教育の充実という点からは、本当にこれは先生の資質の向上という観点からも非常に大切なわけでありますが、こういった道徳教育につきまして、教員を対象とした研修等において、子供たちや保護者また地域から信頼される教師としての必要な使命感と重要性のあるものについては、教育現場においてはどのような研修が行われているのかお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) ただいまのご質問の、教員対象の研修等につきましてお答えを申し上げたいと思います。

幾つか研修の態様があろうかと思いますが、まず第 1 点はやはり授業力の向上ということが非常に大事なことだろうと、このように考えております。こういった授業力の向上につきましては、日ごろの授業研修あるいは各学校独自で行っています授業研修が中心になりますが、それ以外に全体といたしましては、ことしは4月の全員研修会のときを活用いたしまして、文部科学省の教科調査官を招聘いたしまして授業力の向上につきまして講話をいただいております。また、教育研究所の主催によります授業力の向上講座というものを年間何回か開催いたしまして、授業力の向上を行っておるところでございます。そういった中で道徳の授業力を向上させるということを研修として進めておるところでもございます。

もう1点はやはり教師自身の人間性を磨くということが道徳教育を進めていく上でも非常に大事なことでございます。そういった点では、市の教育研究所の主催によります人権 講座あるいは著名な方からのいろんな講座を通じて、そういった研修で人間性を磨くと、 こういった研修内容もしておるところでございますが、信頼される教師の養成を目指すと いうことが非常に大事なことであろうと、このように認識をしております。

さらに、若い先生方にいろんな授業力を初め人間性を磨いたり、あるいは経験豊かな中で子供たちに接してもらうということで、これも市の教育研究所でございますが、課外講座ということで5時以降になりますが、課外で若い先生方を対象に現場の校長先生あるいは校長のOBの先生を講師にいたしまして研修を行っているところでもございます。

教員の研修で、先ほども申し上げましたようにやはり一番大事なことは各学校の現場で子供たちを中心に据えて、この子供たちをどういうふうにして道徳性豊かな、人間性豊かな子供に育てていくのかということを現場でやるということが一番大事であろうと、このように考えております。そういう意味からは、先輩教師から後輩教師へのそういったいろいろな声かけなり、あるいは日常のそういう授業の対応なりということが必要であろうと。これを各学校・園に進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6番(奥村治男君) 新教育基本法が施行されているわけですが、新しい教育基本法を踏まえた道徳心の養育という点では非常に重要さが増しておるわけでありますが、本市の小・中学校に対する道徳教育の基本目標、これは学校それぞれ、教育委員会としてのそれぞれの年度の教育指針がありますので、それに基づいて各学校では教育目標を立てておられると思いますけれど、道徳教育の基本目標についてはやはり共通した共通目標というものがあろうかと存じますが、道徳教育についてどのような目標が立てられているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 道徳教育の目標に関するご質問にお答えをさせていただきます。

よりよい生き方をみずからが求めていくというのが道徳の基本になるところだと思うところでございますけれども、道徳教育の目標につきましては、今議員のほうからもございましたように、各学校でそれぞれの目標を定めておるところでもございます。一例を申し上げますと、今年の11月18日に第17回の滋賀県の小・中学校の教育研究会の道徳部会の県の大会が北野小学校で行われます。この北野小学校の例を申し上げますと、道徳教育については4つの重点目標を掲げております。1点目は、粘り強く最後まで自主的にや

り遂げようとする子供の育成。2つ目が、相手の立場や気持ちを考え、互いに励まし合う子供の育成。3つ目は、生命の尊さを知り、自他の生命を大切にする子供の育成。4つ目は、勤労の尊さや社会に奉仕する喜びを知り、家庭や地域を愛する子供の育成と、こういうふうになってございます。

ほかの学校もやはり自主的なこととか、あるいは相手の立場を考える、励まし合う、生命の尊さ、あるいは勤労の尊さや奉仕の精神、こんなことが道徳目標の中心になっていると、このように認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6版(奥村治男君) ただいまの答弁で、生命の尊さ等 4 点が基本目標で、学校現場においては道徳教育を推進していただいているということであります。大変ありがたいことでありますが。冒頭申しましたとおり、道徳教育の中には愛国心ということもあります。これは2009年10月2日の英国紙、ザ・エコノミストというのがあるんですが、このザ・エコノミストが発表した調査結果を調べてみますと、世界33カ国中、自分の国に対する誇りが最も高い国はオーストラリアであります。中国が非常に大きな人口の国ですけれど第7位、最も低い国が残念なことに日本であります。他の先進国と比べまして、オーストラリアの国民は自分の国に対する信頼・称賛・尊重・誇りがより高いと伝えておるわけですけれど、本市におきましては道徳教育の中で愛国心に対する教育指導についてどのように行われているのかお伺いをしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 道徳教育の中での愛国心に対する教育指導についてお答えをさせていただきます。

道徳教育のかなめの時間でございます道徳の授業でございますが、これは学習指導要領にも、我が国と郷土を愛しという言葉がずっと各学年の目標に入ってきております。我が国と郷土を愛しという、こういった心の涵養を図っているところでございます。また、社会科や総合的な学習の時間でございますが、社会科などでは国旗の学習などが入ってきておりまして、我が国の自然や文化、あるいは歴史、あるいは外国の自然・文化・歴史についての学びを深めていくと、このように努めておるところでございます。

また、学校行事等のいろんな機会を通じまして、国旗の掲揚を初め国歌の指導を進める など教育の基本方針として世界に羽ばたく人づくりを掲げておるところでございますが、 そういった点でも、道徳的な価値である愛国心の涵養ということに向けて取り組んでおる ところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6番(奥村治男君) ただいま答弁いただきました中で、国旗及び国歌に対する指導もしておるということでありますが。平成11年8月9日に、御存じのとおり国旗及び国歌に関する法律、いわゆる国旗・国歌法が国会で成立しております。学校教育において、この法律の施行に伴いまして、国旗の歴史や国歌「君が代」の。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男議員に通告いたします。質問通告書から若干外れている 部分がありますので、一問一答とはいえ、教育に関する幅がこの趣旨と若干違ってますの で、その辺ご理解いただけますか。

6番(奥村治男君) この2番目の、最初に申し上げました道徳教育の現状、その取り 組みの中でのことを聞いておるわけです。

議長(鈴木市朗君) それはよくわかりますが。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時27分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

奥村議員。

6番(奥村治男君) それでは、そういったことを踏まえまして、今2番の現状と取り 組みについて最後お伺いをしたいと思います。新学習指導要領では各学校での道徳教育の 責任者である道徳教育の推進教師というのが置かれているわけですが、年間の指導計画の 作成や各教員に対する指導内容を周知徹底することを通して、こういった道徳教育を充実 させようというのがねらいであります。本市での、道徳教育の推進教師の選任・配置状況 についてお伺いをしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 道徳教育の推進教師の配置でございますが、これはすべての 小・中学校におきまして位置づけをしております。道徳教育推進教師は道徳主任と一緒に 取り組んでおりまして、充実に向けて取り組んでおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6番(奥村治男君) それでは、冒頭の最後の、「心のノート」について教育長としてどのように考えておられるのか所見を伺いたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 先ほども申し上げましたとおり、「心のノート」の教育的価値は大変高いものであろうと、このように考えております。厳しい財政状況から無償配布がなくなったところでございますが、今後は道徳教育の充実に向けまして、その他の補助教材あるいは副読本の活用を図りながら地道な道徳教育充実に向けての努力を続けて、学校現場の声を大切にする取り組みが行われるように努めていきたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 奥村治男君。

6番(奥村治男君) ただいま教育長の道徳教育についての思いを述べていただいたわけですけれど、23年度からこういったことで配布がなくなったわけでありますけれど、 長年教育現場の第一線におられた教育長ですので、道徳教育は非常に大事な科目でございますので、これからの世代を担う児童・生徒に対して、各教育現場においてはしっかりとした道徳教育を実践していっていただきたいと、かように思います。

以上で質問を終わります。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時50分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) おはようございます。9番、井狩辰也です。それでは、一問一答で質問させていただきます。新小学校学習指導要領から外国語活動が新設され、平成23年度から小学校五、六年で週1こま、原則英語とする外国語活動が完全実施されます。その点について、まず現在移行措置期間中ですが、本市における各小学校の取り組み状況とこれまでの課題についてどのように考えておられるか質問します。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思いま

す。

平成23年度の学習指導要領の完全実施に向けましては、移行措置としまして平成21年度が年間15時間、平成22年度が年間25時間、平成23年度が35時間という形で移行しております。その間、ALTを活用することによりまして英語になれるという、英語活動の体験的な理解が深められるように進めてまいりました。課題といたしましては、やはり小学校の児童に英語の楽しさを味わってもらうということが一番大事なことでございますので、そういったものにつきましての小学校の担任の指導力をどういった形で向上させていくのか、また、そういった指導力を向上させるための研修をどうしていくのかということが課題となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君

9番(井狩辰也君) 今、ご答弁でもいただいたんですけれども、やはり学級担任の指導力が欠かせない要素であると私も認識しております。その上で、学級担任の教員が外国語活動を指導する予定だということなんですけれど、外国語の指導になれ親しんでいない先生がほとんどということで、とても苦労することが予想され、教員の方にも不安に感じていらっしゃる方がいるということを耳にします。市として教員への指導や研修をどのようにされておられるのか質問します。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 教員への指導や研修についてお答えを申し上げたいと思います。

学級担任の中には英語に堪能な先生もあれば、もう少し不安を感じておられる先生もございますが、最近の若い先生方は英語についてのご関心も高いと、このように考えております。研修につきましては、1つは野洲市英語教育担当者連絡協議会というものを立ち上げておりまして、このところで小学校・中学校の連携でありますとか、あるいは英語教師の研修をどうしていくかというようなことを協議して、実践しているところでございます。もう1点は、県教委が主催をいたします中核教員の研修に各校の先生が代表として出ていきまして、そしてまた各学校で伝達研修をするという形をとっております。最後に、もう1点の研修でございますが、これも教育研究所で年2回、ALTの専門の先生などを招聘いたしまして、英語活動についての実践的な研修を行っているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) ぜひ研修の充実を今以上にお願いいたしまして、やはり教員の方の不安を取り除くとともに、各小学校で一定の水準で外国語活動が行われなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、教員の方のマンパワーのほかに、教材というのは英語活動の実践の成否を決定づける重要な要素の一つだと思います。どのような教材を選定されておられるか、ご質問します。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) ただいまのご質問の教材につきましては、現在は業務委託をしております業者のレッスンプラン集というのを使っております。もう一つは、英語ノートという教材を使って授業を行っております。今後の教材につきましては、やはり子供たちの理解を助け、あるいは意欲的に学習を進めていくためにはどうしても視聴覚的な教材、視聴覚のコンテンツなどの充実が必要かと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) ありがとうございます。教員の方のマンパワーと教材の選定、この2つというのが大きな要素になりますので、また今後充実を図っていただきたいと思います。

次に、外国語活動における評価ということなんですけれど、生徒たち、外国語に対する、 特に英語に対する印象に大きな影響を与えるものであると思います。特に外国語に悪い印 象や苦手意識を与えかねない懸念を心配します。現在どのように評価されておられるのか、 また来年度の完全実施以降どのような形で評価されるのか、質問します。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 外国語活動の評価についてお答えを申し上げたいと思います。

外国語活動につきましては、教科の位置づけではございませんので、評価についても評定ではなくて、各校の実情や子供の実態等も考慮をしながら、外国語活動の時間を通じて子供たちがいかに頑張ったのかと、こういったことを評価しております。したがいまして、これは文章表記という形で子供たちの頑張り点を中心に評価をする。通知表につきましても同じような形で評価を考え、記述をするようにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) 来年度から始まるということなんですけれど、評価することは大変難しいと思います。中学校へと続く英語科の教育で、小学校の外国語活動が生徒によいきっかけとなるようなことに留意していただいて、評価していただくようにお願いします。

次に、外国語指導をする上で、小学校と中学校が連携して取り組むことが必要だと考えます。本市では小学校・中学校が連携して外国語指導の取り組みをされておられるのか、 その取り組み内容はどういったものか、お伺いします。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) 小・中の連携につきましては、先ほどお答えを申し上げました野洲市英語教育担当者連絡協議会、このところで小・中の連携をとるように図っておるところでもございますし、中学校の英語科の授業へ小学校の英語活動がスムーズに進むように各小・中の連絡も密にしていきたいと、このように考えておるところでもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君

9番(井狩辰也君) 野洲市内の中学校といいますか、中主中学校は野洲小学校から 1 校なんですけれど、野洲中学校・野洲北中学校は二、三の小学校が一緒になります。答弁されたように中学校の英語科の授業へスムーズに接続できるように、各小学校の外国語活動の内容に大きな違いが出ないように、そういった点においても小学校と中学校の連携を強化していただきたいと思います。

最後に、小学校のうちから外国語活動を授業として取り入れることについてどのような 見解をお持ちですか。最後、また野洲市の英語教育についての展望と決意をお伺いします。

議長(鈴木市朗君) 教育長。

教育長(南出儀一郎君) それでは、お答え申し上げます。

野洲市の教育方針の中にも、郷土に根ざし、世界に羽ばたく人づくりということを掲げておるところでもございます。そういった点からも、郷土に誇りを持って世界を舞台に活躍できる、こういった人材を育成するという上から、英語というコミュニケーションツールを獲得していくことは大変重要なことであろうと、このように考えております。小学校の英語活動が楽しい活動の中で充実して行われることによりまして、中学校の本格的な英語教育へと接続ができること、そして外国文化の理解を含めて、英語でのコミュニケーション能力の充実ができるように生徒の育成を目指していきたいと、このように考えており

ます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) ありがとうございます。私も外国語を学ぶことは各国の文化や宗教、人種差別といった国際問題等、世界のことに興味を持つきっかけになると思います。本日ご答弁いただいた内容というのは来年度に向けてのスタートラインだと思いますので、可能かどうかわかりませんけれど、ミシガン州立大学連合日本センターなどの連携とか、野洲市独自の英語教育というのをこれから模索していっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。5月の全員協議会において、野洲市税条例の第81条に規定する軽自動車税の課税免除についての対応で少し不適切な取り扱いをしたと報告をされ、そのことについていろいろ議論しました。この件は、野洲市税条例81条の適正でない解釈、申請手続の誤り、1社だけに適用し、公正・公平さを欠如した市の広報のあり方等、適正でない判断が積み重なった結果であると思います。内容的にはまだまだ納得できない点もございますけれど、今回この質問をさせていただくに当たり、私はもう一度全員協議会の議事録を改めて熟読し、精査いたしました。その中で、やはり市長がこれまでの事態は不公平であった、今回不公平感を是正して税の公平性を取り戻したということである、現時点では平成19年の判断・運用は正しくないと判断している、税務職員の知識がない、あるいは検討がきちっとされていない、これは市の行政として精緻さ、正確さを欠くということで謝る、今回はきちっと議論した上で調査もして判断をしたことを報告したと説明されておりますので、この説明をもとに事前通告書を提出しておいたんですけれど、その大部分についてはおおむね納得できたと、よしという判断をさせていただきました。

しかし、1点について改めて確認という意味でも質問させていただきます。平成19年度に1社の申し出により、流通段階にあるナンバープレートの表示がある軽自動車の軽自動車税を免除する判断をされた時点において、野洲市税条例第81条の解釈を全業者に知らせる必要はなかったのか、改めて確認で質問させていただきます。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) それでは、井狩議員の軽自動車税の課税免除の市の対応につきましてお答えをしたいと思います。特に業者への周知の必要性ということでございます。

全員協議会でも説明をいたしておりますが、平成19年度に初めて1社から届け出があったということ、それを受けまして、条例の解釈により課税免除を行ったものでございま

す。関係する業者の周知ということでございますが、本来制度改正とか条例改正、運用の 改正とかいろいろ変更があった場合につきましては、当然いろんな媒体を通じて周知を行 うわけですが、このケースにおきましては、そういった条例改正や運用の変更を行ったも のではございません。また、条例につきましては、ご承知のとおり市のホームページ等で も公開をしておることから、関係する業者への周知はしなかったということでございます ので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 井狩議員。

9番(井狩辰也君) この軽自動車税の問題についての広報のあり方なんですけれど、全員協議会でも条例はインターネットで見られるようにしている、市としてはそういうことでは周知しているという説明でありましたけれど、今回はその条例の解釈について、市側に不適正があったということ、全市民がインターネットを活用できる環境ではないということを判断して、市民に直接利害関係が生ずる政策については、やはり広報紙を通して周知を図ること、また直接利害関係者へ知らせる必要があると思うが、改めてお伺いいたします。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) ご質問の、やはり周知をしたほうがいいということでございますが、その当時、19年度の、これも解釈・判断によるとは思うんですけれども、いろんな取り扱いについて、県下でも余り実施していなかったという状況もございますし、やっているところのいろんな情報で実施をされたというふうな経過、これも説明をしておるんですけれども、そういうところで、職員にも、もうちょっと疑義といいますか、いろんな不安な面もあったということからしますと、なかなかホームページ等でも周知をしているということで、もうそれ以上の周知については踏み込めなかったということだと思います。ある意味では、ある部分では、そういうもっと深い検討もその段階で必要ではなかったかというふうには思いますので、そういう意味で、今現在申し上げられることはそのぐらいの内容かなというふうに思います。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君)ありがとうございます。条例改正や運用の変更を行っていなくても、 やはり利害関係が生じるということなので、広く広報する必要があったと思います。また、 全員協議会では申請主義なので仕方がないという意見もありましたけど、広く広報された 上で申請主義が成立すると思いますので、今後利害関係が生じる政策については、不公平 がない広報を行っていただきたいと思います。

最後に、こういった広報も含めた今回の問題を重要な教訓にして、条例・規則等の適正な判断や解釈・執行をするために、どのような改善や改革を行われるのか、また職員の専門知識の向上と充実、資質の向上のためにどのような対策を講じるか、質問します。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰) 井狩議員の軽自動車税の免除に係るご質問の、今後の対応について お答えをいたします。

今回のご質問、個別のケースについておっしゃっているのか一般論なのか少しわからないんですけども、一般論であれば、だれかに一定の条件が設定されて、それと条件が合う方がほかにおられた場合は当然広くお知らせをするべきです。ただ、今回の案件、全員協議会でも説明いたしましたけども、条例では課税免除と書いてあるのを、減免をしたけです。皆さん方ご承知のように、条例に書いてあっても実際に実施しようと思うと規則ですとか要綱ですとか、それよりは下のルールをつくらないと実施できません。ですから、例えば商品である自動車とは何なのか、だれに減免できるのかといったものがなしに、いきなり隣の町でやってるからということで言われてやったわけです。ですから、やったときには課税免除じゃなしに減免をやってます。様式もなしなので、どこかの届出書という紙をもらって、そして市長決裁をとって実際に減免をしたわけです。だからその時点では、あまねく対象になる利害関係者にお知らせするということはあり得ません。本来ですと、その後、もう決裁をとっているわけですから、それで制度化を実質しているわけです。間違った制度を運用したわけですね。ですからこれは職員の問題というよりは、もうこれ以上言いませんけども、組織の条例の解釈あるいは制度感覚、運用といった問題だと思っています。

私、市長になってからずっと言って、この間もう一回繰り返して部長会議で言いましたけども、熱意、熱心さですね、誠実さ、そしてわざ、これが整わないときちっとしたサービスはできません。ですから、どなたかに免除できるんだったら全部にできるのかどうか、できるんだったら、この制度はこういうふうに読んでいいのかどうか、これはまさにわざ、税法の解釈あるいは制度感覚、そういったことですから、一概にすぐには上がりませんけども、今回のかなり大きな教訓だと思ってます。ですから、心理的な面で言えば、免除なのを減免でやってしまった、この後ろめたさがあるから広められない。そしてほかの町を

聞いてみたら、幾つかの町は言われているけれども、ほおかむりをしているわけですね。 その中で、細かい事情はわかりませんけども、ある 1 社から申請があったというか、そう いうことを言われて拒めなかったがためにやったということなので、大っぴらにやろうと いう心理的なものが働かなかったんですね。それが、さっき申し上げましたように担当職員じゃなしに、決裁を見たら組織のトップまで通っているわけですね。そこにこそむしろ 大きな問題があるので、今後は、さっき申し上げた3つの点で総合力を高めて、本当に公 平な、市民のための行政ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

議長(鈴木市朗君) 井狩辰也君。

9番(井狩辰也君) ありがとうございます。私、5月の全員協議会で、市としては条例はインターネットでも見られるようにしている、市としてはそういうことは周知しているという言葉に対して申し上げたということです。この理由よりも、やはり後ろめたいからそれができていなかったという答弁ですので、それで一応納得させていただきました。ただ、先ほど申し上げた広報のあり方については、やはり私は一般論で申し上げたということです。この教訓をして、この軽自動車税のことに対しての教訓として一般論として今後の対応を申し上げたということです。その内容については理解させていただきました。職員の件について。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 事務執行で市全般に言えることでございますが、当然のことながら法律上で規則等職員がきっちりと解釈をして職務を執行するというのが前提でございます。そういうことを徹底してまいりたいと思います。具体的には、職員全員が法律等どの規定を根拠に事務を行っているのか常に考え、あるいは確認しながら業務を進める意識をまず持つよう職員に指導していきたいというふうに思います。

それと、業務上もいろんな課題がございます。その課題に対しまして、これは研修の中でもあるんですが、課内会議あるいは職場研修等を活用いたしまして、法規の解釈など専門知識を向上させまして、その時々に適正な判断ができるよう、また実務に役立つ研修を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 井狩議員。

9番(井狩辰也君) 職員の皆さんは法律に沿って仕事をされておられます。条例・規

則等について適正な判断をするためにはやはりご自身でまず考えていただいて解釈した上で上司や県・国などに問い合わせた上で確認していただきたい。最後に、私は、他市を参考にされるというのは事例だと思いますので、最後に他市、自分の解釈を持った上で他市とかを参考にしていただくような形でお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長(鈴木市朗君) 次に、通告第4号、第7番、矢野隆行君。

7番(矢野隆行君) 7番、矢野隆行でございます。9月の定例会におきまして私は3点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、ゲリラ豪雨災害による対応をどうするのかということで伺わせていただきます。昨今、地球温暖化の影響などで雨の降り方に変化が生じております。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、土砂災害の発生件数も過去10年間の平均で1,000件を上回っているところでございます。気象変動による災害続発にどう対応するのか、また被害が甚大化する集中豪雨や土砂災害の現状にどう対応し、住民の生命と財産をどう守っていくのか、地方自治体に課せられた緊急の課題であります。

気象庁がことしの6月末に発表いたしました「気象変動監視レポート2009」によれば、全国約1,300カ所に地域気象観測所が観測した1時間降水量50ミリメートル以上の豪雨の年間発生回数は、1976年から86年までの平均で160回であったのに対しまして、98年から2009年までの平均は233回に急増しております。また、1日に降る雨の量が400ミリメートル以上となるケースも、同期間の比較で年間平均4.7回から9.8回に倍増、豪雨の発生回数は明らかに増えております。

並行して増加傾向にありますのが、がけ崩れや土石流などの土砂災害であります。国土交通省の調査によれば、1999年から2008年までの10年間に起きた土砂災害は年間平均で1,000件を上回る1,051件、それ以前の20年間の発生件数と比べますと約1.2倍にふえております。同省は、気象変動の激化に伴い近年の土砂災害は増加・激甚化の傾向にあると指摘されております。今後も地球温暖化が進行すれば、この傾向が継続すると予想しております。頻発する土砂災害に対しまして、地方自治体の対応はおくれております。

国交省によれば、土砂災害の危険箇所は全国で約52万カ所もあるが、土砂災害防止法に基づく都道府県知事による警戒区域への指定状況は、6月30日時点で約18万カ所にとどまっております。また、同法では、警戒区域に指定された場合、市町村長が住民に避

難などを周知するために土砂災害ハザードマップを配布しなければならないと定めているが、実際に対応できている自治体は少ない。本市においては、平成19年度版で作成して市民の皆様に既に配布済みであります。

2009年8月31日時点の調査では、警戒区域がある814市町村のうち、ハザードマップを作成しているのは264市で、作成率は約32%にとどまっている状況であります。消防庁の調査によれば、土砂災害が想定される1,636団体のうち、発令基準を策定しているのは678団体で、全体の41.4%、策定中とした720団体を加えても85.9%となっています。被害を最小限に抑えるためにも、自治体の積極的な対応が求められている状況であります。

また、最近は山が岩盤部分から大規模に崩れる深層崩壊による被害も目立ってきております。深層崩壊とは、厚さ 0 . 5 から 2 メートルの表土層が崩れる表層崩壊とは異なり、表土層の下の岩盤までもが同時に崩れる現象で、大きな土砂の塊が崩れるためにスピードが速く、広範囲に土砂が流れるのが特徴であります。長年の風化などで岩盤がもろくなったところに豪雨や地震などが発生すれば、深層崩壊が起きる可能性があるという。ひとたび起きれば規模が大きいだけに被害が甚大になる可能性が高い。近年豪雨が増加傾向にあることから、深層崩壊の発生も目立ってきております。深層崩壊の被害を防ぐためには、発生の危険がある場所や崩壊する土砂の規模などをあらかじめ調査しておくことが重要であります。

近年は、1時間の降水量が100ミリメートルを超える集中豪雨も増えている。局地的に襲うゲリラ豪雨という言葉が一般的になり、私の地域は大丈夫だろうかと、国民には不安の声が広がっております。早急にハード・ソフトの両面から具体的な対策を進めていかなければならない。現在、多くの地方自治体は1時間当たり50ミリメートルの降水量を目安として治水整備を進めているが、果たしてこのままでいいのか。50ミリ基準の見直しを検討すべきであります。

また、災害が起きたときの情報伝達体制、避難システムなどの対処マニュアルや、平時から住民に危険を知らせるハザードマップの整備見直しも必要になってきております。さらには、それらがゲリラ豪雨などを想定したものになっているかどうかを調査する必要がございます。

そこで、次の5点について質問させていただきます。

1点目、本市のハザードマップは近年の気候変動の実態にどこまで対応しているのか伺

います。

2点目、土砂災害ハザードマップ、それに伴う発令基準について、またそれらはゲリラ 豪雨などを想定したものになっているのか伺います。

3点目、本市の深層崩壊の発生の危険がある場所や規模などの調査について伺います。

4点目、河川行政、治水整備は50ミリ基準で行われているが、見直す考え方について 伺います。

5点目、具体的な本市の事例といたしましては、市三宅地先でここ数年繰り返しております床下浸水箇所の今後の対応について、また市内の他の自治会でこのような床下浸水を繰り返している箇所はないのか。また、あるとすれば今後の対策を伺います。

次、2点目に行きます。我が町のグリーンニューディールの施策について伺います。

6月5日は環境の日で、これは1972年6月5日からストックホルムで開催されました国連人間環境会議を記念して定められたものであります。国連では、日本の提案を受けまして、6月5日を世界環境デーと定めており、日本では環境基本法(平成5年)が環境の日を定めております。また、1991年から、6月の1カ月間を環境月間として全国でさまざまな行事が行われております。そして1997年12月に京都で行われました地球温暖化防止京都会議、いわゆるCOP3で議決されました京都議定書は2008年から2012年までの期間中に各国の温室効果ガス6種の削減目標を1990年に比べまして5%削減するということを定めまして、画期的な会議となっておりました。次いで、2008年の洞爺湖サミットを機に、7月7日のクールアースデーイベントも始まっております。

こうした中、我が国は昨年3月、環境分野を経済成長の牽引役とする世界的流れの中で、 日本版グリーンニューディール政策を打ち立てております。地域グリーンニューディール の基金も創設し、地域の活性化と低炭素化・エコ化を同時に推進しようとするもので、政 権がかわってからも基金は従来の都道府県や政令市だけでなく、中核市や特例市において も創設され、緑の社会への構造改革を目指して、地方もスピードと主体性を持って積極的 に取り組むことが今要請されております。

そこで次の点を伺います。

1点目、2008年6月の地球温暖化対策推進法の改正によりまして、地域のCO2削減計画の制定が義務づけられ、今年度から地球温暖化対策地域推進計画に基づきまして、1990年を基準といたしまして中期目標として2020年までに25%削減、長期目標

といたしましては2050年度までに60%削減を目指して取り組みが始まっております。 改めて市長に地方からのストップ・ザ・温暖化に対する決意と取り組みを伺います。

2点目、他市では地域グリーンニューディール基金が創設されているところもありまして、本市においてもこういった基金が必要と考えますが、特色ある我が町グリーンニューディールをどのように展開していこうとされているのか伺います。

3点目、今年の環境月間の我が町の目玉になる取り組みについて伺います。また、3年 目を迎える今年のクールアースデーに対する本市の取り組みを伺います。

4点目、ストップ・ザ・温暖化のために市民一人一人が身近なことから行動を起こす必要があります。生活に根ざしましたエコ市民・エコライフの取り組みについて、その中の一つとして私は雨水を貯蔵して利用する取り組みを市民の全体の意識として取り組んでみてはいかがかと思いますが、見解を伺います。

続きまして、農作業事故防止の強化に向けて伺います。

日本におけます農作業中の死亡事故や傷害事故が年間どのくらい起こっているのか御存じでしょうか。驚くことですが、国全体でその実態をつかむための調査は行われておらず、 農水省が農作業死亡事故数を都道府県の保健所を通じて行う人口動態調査から拾い出して 集計しているというのが実態でございます。

傷害事故に至っては調査対象ではなく、その全容はどこにも把握されておらないのが実態でありまして、さらに、農作業には危険が伴うので現実には労災保険の加入が欠かせませんが、農業従事者の労災保険の加入状況は低く、加入率に地域格差があるのも特徴でございます。こういった事故を未然に防ぐことはもちろんでありますが、万が一のときの補償も営農・生活の安定には欠かせない状況であります。

加入率が伸びない理由には、制度そのものを知らない、入りたくても加入窓口がない、などの理由が挙げられております。別資料の「JA挙げて加入推進」を参照しますと、これらの点を見ただけでも、農作業従事者の安全を守るための取り組みがおくれていることが明らかでございます。

こういったデータによりますと、農作業事故による死亡者は、農水省が1971年に調査を開始して以降、毎年400人前後で減ることはなく、2008年までの38年間では1万4,664人にも上っております。発表されている最新のデータによりますと、平成20年度に発生しました農作業死亡事故の概要を見ますと、死亡者は374人、特に65歳以上の高齢者の事故は296人となり、事故全体に占める割合は79%と高くなってお

ります。農業白書では、高齢者の農作業事故が多い要因につきましては、加齢による心身機能や判断力の低下によるものが主なものであると考えております。このほか、新たな機械への投資意欲が低く、安全性の低い旧型の機械をそのまま使用していることも農作業事故を多くする要因とされております。このことから見ても、高齢者に注意を喚起するとともに、万が一事故に遭ったときのために労働者災害補償保険に加入することも勧めております。

死亡事故のみならず、後遺症が残った重症事故は死亡事故の何倍にもなると想定されております。他産業が確実に死亡労災を減らしてきた中でありますが、農業はほとんど変わっておりません。私の知人も2年前に農作業中事故を起こしまして、今でも後遺症で片腕が使えない状況で大変困っておられます。さらに、言うまでもなく、農業は特に高齢化が著しく進展している分野であり、政府はもとより地方自治体、関連機関・団体に、農業従事者の命を守る取り組みが求められているところでございます。

また、ことしの夏は熱中症による死亡者が多くなっておりますが、農業でも例外ではなく、7月24日付の日本農業新聞によりますと、「熱中症、猛暑日なお限界を、相次ぎ農作業中死亡」と報道されておりました。農作業中の熱中症による死者の数は毎年10人前後にもかかわらず、今年は既に茨城や栃木・埼玉・石川などでは10人近くにも上っているという報告が農水省に寄せられているそうでございます。

本年3月、政府は今後の農政展開の方針を示す食料・農業・農村基本計画を閣議決定しております。その中で、農作業安全対策の推進を掲げております。農作業事故問題を基本計画に項目を立てて位置づけたのは初めてでございます。

同様に、平成21年度農業白書においても、農作業事故の実態について初めて踏み込んで表記されております。これまでおくれてきた農作業従事者に対します安全対策は、もう待ったなしでございます。農水省を初めとしました行政が予算を措置し、事故防止の旗を振り、農業団体や関連産業が一体となって全力を挙げるべきでございます。ただ注意しると言うだけで農業者任せでは危機的な状況を改善することはできない状況でございます。

そこで、次の点を伺います。

1点目、本市において、政府の示します食料・農業・農村基本計画を受けましてどのようにこれから進めていかれるのか伺います。

2点目、地方自治体や関連機関・団体に、農業従事者の命を守る取り組みが求められておりますが、本市の取り組みについて伺います。

3点目、本市において過去に起きました農作業中の事故について伺います。また、どのような処置をされたのか伺います。

4点目、本市で事故のためやむなく農業をやめられた農業者はおられるのか、こういった点を伺います。

また、5点目におきましては市長に伺いますけれども、本市の農業を守っておられる営 農農業者をこのような事故から守る対策についての思いを伺います。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰) 矢野議員のご質問のうち、グリーンニューディールに関するご質問の1点目について私のほうからお答えをし、その他につきましては担当の部長からお答えをさせていただきます。

まず、温室効果ガスの排出量削減につきましては、基本的なところを少し長くなりますが整理をさせていただきます。さきの通常国会で衆議院は通過したものの、閉会に伴い廃案となりました地球温暖化対策基本法案では、第9条において温室効果ガスの排出量を1990年に比べて25%削減すること、さらには、長期的な観点から2050年までに80%削減することを明記しておりました。また、この目標達成のため、我が国における一次エネルギーの供給量に占める新エネルギー等の供給量の割合を2020年までに10%とすることを目標としていました。いずれにいたしましても、これが現在の国の目標となっております。

環境省の発表によりますと、2008年における二酸化炭素の排出量は、1990年に比べて7.5%増となっております。温室効果ガスには、二酸化炭素以外も含みますが、概算で見ますと、今の計画では今後10年間で温室効果ガスを、25プラス7.5余りということで33%削減することになります。また、新エネルギーにつきましても、現在2%程度ですから、今後10年間で約5倍にする必要があります。目標は高ければよいというものではなく、これは気の遠くなるような計画ではないかと思います。

京都議定書では、先ほどご指摘のように、日本は、第1約束期間であります2008年から2012年の間に、1990年に比べて6%の削減の義務を負っているにもかかわらず、先ほど申し上げましたように、逆に7.5%ふえております。一方、例えばドイツでは、ことしの2月1日に2008年の温室効果ガスの排出削減量が、1990年に比べて22.2%となり、京都議定書の目標である1990年比21%の削減目標を達成したと

発表しております。日本とドイツ、この差はどこにあるのでしょうか。私たちが先行するドイツの例を見習えば問題は解決するのでしょうか。なお、人口1人当たりのエネルギー消費量で見ますと、20年ほど前はドイツは日本よりも効率が悪くて、日本の1.5倍でしたが、現在は日本が追いつかれてほぼ同じとなっております。ちなみに、米国は日本の倍近く使っております。したがいまして、今の日本にとりまして、エネルギー消費量の削減によっての対策の余地も大きくないと考えております。

ドイツの温室効果ガス排出量削減の成功の要因は、新エネルギーの比率、これは今約5.3%ですけども、それの貢献があったと言われてますが、実質的には旧東ドイツの非効率な工場の閉鎖やそれの改変が大きく貢献していると見られています。この条件につきましては、旧東欧の国々をグループに入れましたEUでも同じことで、削減に貢献をしております。

しかし、日本の場合は状況が異なります。現在の延長線上の政策や対策を繰り返すだけでは、温室効果ガス排出量削減に大きく結びつきません。生活や産業の仕組みを変えていく覚悟が必要です。2008年の排出部門別データで見ますと、工場などの産業部門では、1990年度に比べると13.2%減少しておりますが、一方、運輸部門で8.3%、オフィスなど業務その他部門で43.0%、家庭部門で34.2%増加しています。例えば家庭部門では、主に電力消費による間接排出が多くを占めています。従来の日本の手法では、国民運動による普及啓発やエコポイントなどの一時的なキャンペーンにその対策のほとんどを頼ってきましたが、より削減量確保に効果的な方法として何らかの規制的手法が必要となってくると考えております。

しかし、我慢や強制では実効性はありません。個々の家庭への適切な情報提供と経済的 合理性のあるインセンティブを持った制度が必要であります。

そこで、有名なドイツのアーヘンモデルのように、家庭における二酸化炭素排出削減をエネルギー供給業者の義務としてエネルギー価格に上乗せして徴収したお金を活用して温暖化対策を進める制度などが考えられます。欧米では、ご承知のようにエネルギー供給業者が家庭の省エネルギー対策の一翼を担う制度が必要な施策として定着しつつあります。ただし、このような仕組みも制度設計と運用を誤りますと実体経済をゆがめかねません。客観的な科学的データに基づいた透明性のある制度づくりが国あるいは電気等のエネルギー供給事業者の供給区域である広域ブロック単位で求められていると考えます。

また、技術変革面では、電力を供給側と需要側の両方から制御し、最適化する仕組みと

して考え出されたスマートグリッドなどへの期待は高いと考えております。地球温暖化を抑制するためには、このような国や広域レベルの対策とあわせて、市民一人一人が従来の大量生産・大量消費型の生活様式から、資源・エネルギー効率の高い生活様式に転換することが必要であり、市といたしましても、総合的でかつ力強い取り組みを進めていかなければならないと考えております。市の当面の取り組みで重要なものといたしましては、ごみ処理、水道、交通、生活様式の改善、環境対応型住宅の促進などの分野であると考えております。

主なものにつきまして具体的に申し上げますと、ごみ処理では、現在計画中のクリーンセンター更新のあり方検討の中で、ごみの減量化から収集・運搬、処理方式、廃棄などー連の仕組みを効率化し、環境負荷を抑える取り組みを進めたいと考えています。また、水道に関しましても、現行の想定を上回る赤字経営の解消策の中で、経営改善、料金改正、節水意識の向上。また、交通では公共交通の充実と渋滞対策、さらには、徒歩や自転車による移動促進を進めること。生活様式の改善の分野では、食生活においては地産地消の促進、生活全般では廃食用油の資源化、粗大ごみ等のリユース、生ごみ減量化推進補助。さらに、環境対応型住宅の促進では、現在行っておりますエコハウス普及・促進補助金などを進めていきたいと考えております。

しかし、いずれにいたしましても、抜本的な対策のためには、先ほど申し上げましたような社会・経済的な仕組みを構築することが必要不可欠であり、国や県に対しましても必要な措置の提案を行っていきたいと考えております。

もう1つ、矢野議員の農作業事故防止の強化に向けてのご質問についてのお答えを私の ほうからさせていただきます。

既にご承知いただいておりますように、去る8月30日に南櫻で農業用倉庫内で米の荷崩れによる死亡事故が発生し、尊い人命が奪われたことは大変残念でなりません。まずもって故人のご冥福をお祈りさせていただきます。

現在、事故の原因等は検証中でありますので、詳しい内容が明らかになり次第、その結果をもとに、今後このような事故が起こらないよう対策を講じていきたいと考えます。

さて、矢野議員ご質問の1点目と5点目につきまして私のほうからお答えをさせていた だきます。残る2点目から4点目までは、政策監から答弁をさせていただきます。

まず、1点目の政府の示す食料・農業・農村基本計画での農作業安全対策の推進につきまして、本市の進め方について、また、5点目の事故から守る対策についての思いですが、

基本計画が示しておりますように、行政機関や民間事業者等の関係者の協力のもと、農業者の安全意識の向上を図ることが重要と考えており、従来より増して啓発等を進めたいと考えております。

また、冒頭申し上げましたような痛ましい事故が今後繰り返し起こらないよう、事故防止の取り組みについても積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 都市建設部長。

都市建設部長(橋 俊明君) それでは、矢野議員のゲリラ豪雨にどう対応するかにつきましてお答えをさせていただきます。

今年の夏におきましても、短い時間に非常に激しく雨が降る状況といたしまして、通称 ゲリラ豪雨が日本各地において発生しており、尊い人命が失われております。このような 現象は、決して日本だけの問題ではなく、矢野議員も引用されましたように、気象庁発表 の気象変動監視レポート 2 0 0 9 においても、ゲリラ豪雨を含めた異常気象は地球規模で 報告されております。

そこで、野洲市におきましては、あらゆる災害に備えて、平成18年3月に野洲市地域 防災計画を策定し、さらには浸水予測や地震発生時の震度予測並びに避難所など、災害時 に必要な情報を記載した野洲市防災マップ、通称ハザードマップでございますけども、こ れを平成19年4月に市民に公表いたしまして、各戸配布をしたところでございます。

さて、1点目のご質問でございますが、本市のハザードマップにつきましては、野洲川・日野川を対象に、おおむね100年に一度の確率で起こる大雨によって増水し、堤防が壊れたり水があふれたりした場合に予想される浸水の範囲と深さを地図上に示しております。一方、降雨に着目をいたしました内水につきましては、徐々に増水していくことから、野洲川・日野川の破堤に比べまして人命への危険度が低いことからハザードマップの作成はいたしておりません。内水については、スムーズに排水できるような対策を講じることが優先すべきことと考えておりまして、今年度から下水道の雨水幹線事業に着手したところでございます。近年多発するゲリラ豪雨に代表される気象変動は予測が困難なこともあり対応はできておりません。なお、このハザードマップにつきましては、災害時の市民の皆様の避難行動に役立つ情報もあわせて表示をいたしております。

次に、2点目の質問でございますが、野洲市地域防災計画において、土砂災害の非難勧告の発令基準は、気象庁が発令する大雨警報や土砂災害警戒情報・累積雨量・予測雨量・

前兆現象等を総合的に判断することとなっており、局部的・短時間に発生するゲリラ豪雨などへの対応は困難な状況であります。なお、野洲市といたしましては、市内急傾斜地や 土石流の危険箇所へのパトロールを強化し、前兆現象等の把握に努め的確に対応してまい りたいと考えております。

次に、3点目ですが、現在、県で行われております土砂災害警戒区域設定等の調査につきましては、堆積土砂を対象とする表層崩壊でありまして、深層崩壊についての調査は実施されておりません。なお、今後も当面は表層崩壊への対応を進め、めどが立った状況におきまして、滋賀県と連携しながら深層崩壊についての対応を検討したいと考えております。

続いて4点目でございますが、滋賀県の河川行政につきましては、10年に1度に発生する降雨として時間雨量50ミリ相当に対応できるように、暫定的に河川整備の事業を行ってきているところでございます。野洲市を含む「甲賀・湖南圏域河川整備計画」におきましては、野洲市の流域の家棟川・童子川は10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できる河川として計画されております。

一方、市街地を流れる中小河川につきましては、現在50ミリ対応も満たしていない河川も数多くございますので、当面これら河川の能力を上げることを優先すべきであると考えておりまして、現在のところ見直すことは考えておりません。

最後に5点目でございますが、矢野さんの質問の内容につきましては、毎年繰り返し発生しているということでございましたが、今年につきましては報告を受けておりますけども、過年度につきましては報告を受けておりませんので、あらかじめお伝えをさせていただきたいと思っております。

さて、去ることし7月15日に発生した降雨によりまして、床下浸水の被害を受けた報告を受けております。ご指摘のところにつきましては、昭和40年代に開発された住宅地でありますが、開発基準などの制度が整備される以前のことでございまして、このような状況が起こっていると考えられます。市として可能な対策についての検討はいたしますが、応急的なことにつきましては、地域の皆様での対応、いわゆる自助・共助でお願いしなければならないと考えております。なお、市から資材等の提供もしてまいりたいと考えているところでございます。最後に、幸い本年は現在まで他の自治会から床下浸水の報告は受けておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) 矢野議員の、我が町のグリーンニューディールの2点目から4点目につきまして私のほうからご回答をさせていただきます。

まず、2点目のご質問につきましては、ご承知のように、地域グリーンニューディール基金は、雇用の創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を目的に、国の平成21年度第1次補正予算において都道府県及び政令指定都市に、また、第2次補正予算において中核市及び特例市に創設されたもので、平成21年度から23年度の3年間が基金の有効期限と定められています。

本市におきましては、滋賀県に創設をされました基金から、滋賀県地域グリーンニューディール基金市町事業費補助金を活用し、総事業費、3年間で1,600万円のエコハウス普及促進補助事業を実施しているところでございます。

このエコハウス普及促進補助事業は、住宅断熱化工事とともに、太陽光発電システムや高効率給湯器の設置等を行う場合に補助金を交付するもので、住宅の省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入促進により、家庭部門におけるCO2排出削減を図るものでございます。住宅は長期にわたり使用するものであることから、快適性だけでなくエネルギー効率を考えることで電気代など家計の節約にもつながります。また、このような環境負荷に配慮したエコハウスの需要がふえることで、市内建設業の活性化にもつながります。本市におきましては、このように環境と経済が両立する仕組みづくりに取り組んでまいっております。

3点目のご質問につきましては、本市におきましては、環境月間にとらわれず、年間を通じまして、市民との協働によりさまざまな環境保全啓発のイベントや学習会を実施しています。本年6月におきましても、ごみゼロ大作戦、ホタル学習会、野洲川河辺林自然観察会、リユース無償譲渡会、びわ湖環境学習会などを実施しました。今後も年間を通じまして環境保全の取り組みを実施したいと考えております。

4点目の雨水貯留のことにつきましては、雨水を貯留し、活用することは、貴重な水資源を節約し、浄水処理にかかる環境負荷や CO_2 排出量を削減することができます。また、災害時には一時的な用水としての利用も考えられます。こうしたことから、本市でも過去におきまして、家庭向けの雨水貯留設備、雨水タンクでございますが、の導入促進を図るために補助事業の検討を行ったところでございます。しかしながら、近隣他市での実績においても導入数が少なく、一般に普及している規格品の設置費用は1万5,000

万円程度と比較的安価であり、市としての補助は必要がないものと判断した経緯がございます。今後は、水資源の保全として、雨水利用につきましても啓発を行っていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部政策監。

環境経済部政策監(竹内睦夫君) 3点目の農作業事故防止の強化に向けての2点目から4点目までのご質問に私のほうからお答えを申し上げます。

2点目の本市の取り組み状況でございますが、各農家あてに県作成の「すぐそばに農作業事故のキケンがいっぱい」というふうなパンフレットを配布いたしまして、注意喚起を促したり、農業機械の運転の熟度を図るために、湖南地域農業センターの取り組みである大型特殊免許取得事前講習会の開催の参加募集を行っております。また、JAおうみ富士では、広報誌による啓発等により、農作業事故の安全対策や農作業中の傷害共済の加入促進の啓発を図っていただいております。さらには、認定農業者で組織をいたします野洲市農業経営者協議会では、アグリ・サポート制度として、制度に加入する会員が病気や事故に遭った場合、他の会員が農作業を代行する制度を実施されておられます。今後は、今回の事故も含めまして具体的な事故事例などを紹介いたしまして、事故を身近に感じていただきながら、事故回避に向けた農業者間での話し合い等を行っていただきたいと考えております。

3点目の本市の過去に起きた農作業中の事故でございますが、県がまとめております近年の事故といたしましては、物損事故も含むものでございますが、平成18年度・4件、19年度・1件、20年度・3件、21年度・ゼロというふうな結果でありました。主に、トラクター、耕運機、草刈りの刈り払いでの作業中の事故でございました。この中での死亡事故の報告はございません。これらの対応といたしましては、農業組合長会議等で注意喚起を促しているところでございます。

4点目の、事故のためやむなく農業をやめられたというふうな農業者の方々については、 現時点では把握をしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 矢野隆行君。

7番(矢野隆行君) それでは、再質問させていただきます。

はじめに、ゲリラ豪雨災害についてでございますけれども、1点目、2点目、3点目ということは、ほとんど行政としては携わってないというか、考えてないということでありました。当然、この19年度版の保存版が私が質問しているのとちょっと形が違うんで、100年に一度という洪水対応をした河川の判断ということで、これは一応今後の課題としておきます。

それと、治水整備で50ミリ基準で見直す考えはないかということで、いまいち回答がなかったように思いますので、これをもう一度お伺いさせていただきます。

5点目でございますけれども、具体的に私、市三宅という在所を出させていただきましたけれども、これを具体的にちょっと説明させていただきます。実際、現地に行って調査させていただきまして、市三宅の床下浸水箇所、これは昭和40年代に整備されたということでありますけれども、今現地へ行きますと、今でも土のうが家の周りに積まれた状況が続いておるわけでございます。日常生活に土のうが積まれた状態が本当にいいのかどうか、こういった点をひとつお伺いさせていただきます。

行政として、市民に対しまして本当に安心・安全が提供できてない状況が生まれております。住所といたしましては、市三宅1561の3でございます。現地の状況は、住宅の前の、これ、僕自身が実際行って水の状況とか見せてもらったら、この家の前等々で溝がたくさんございますけれども、それが1本に絞られてさらに40メートル先の少し広がった溝に落ち込んでいる状況でございまして、素人が考えてもどうしても水があふれる状況の設計になっておるのではないかと思うわけでございます。こういった点を行政として承知しておられるのかどうか、こういった点もお伺いさせていただきます。

現状、この家は道路と同じレベルでございまして、他の家に比べまして床下が低いというのはございますけれども、こういった状況をできるだけ早く解消していただきたいものでございます。

それともう1点、この市三宅の地先の1547の付近でございますけれども、新しい開発が進んでおるわけでございますけれども、今回の状況を見ますと、この道路から各私道にこういった局地的で水が流れ込んでいる状況が生まれておるわけでございます。今回は防じん用の舗装はされますけれども、さらにこれは水の侵入が予想されるわけでございま

す。この道の側溝とかを敷設する必要がございますけれども、こういった計画は今後どう 考えておられるか、こういった状況のままでよいのか、今後の排水対策をお伺いさせてい ただきます。

次に、我がまちのニューディールでございます。市長におかれましては大変詳しい説明をいただきました。その中で、市の取り組みは多岐にわたって取り組みされるように紹介していただきましたけれども、そのうちの1つといたしまして「もっと野洲21」の計画にございますけれども、自転車によります温暖化対策と健康推進という取り組みの評価が、これはBでございますけれども、このBである原因とこれからの取り組みについて伺わせていただきます。

さらに、国・県の要望書にこの23年度版がございますけれども、国道8号線のバイパスの早期着手とされております。これは本当に野洲市の長年の思いでございますけれども、そのきっかけといたしまして、この渋滞によりますCO2の発生量を算出しまして国・県への要望をされておられるのか、こういった点も伺わせていただきます。

次に、2点目でございますけれども、3年間で1,600万円の助成金が積まれるということでございまして、先ほど紹介がありましたエコハウス等の取り組みがございますけれども、この実績と今後の目標、こういった点を伺わせていただきます。

3点目の「クールアース・デー」は、全国的に7月7日を中心に節電をやっておるわけでございますけれども、本市の場合いろいろな取り組みをされておる中で、そのうちの1つとして昨年度から緑のネットでゴーヤ等を植えていただく、これは本当に持続してほしいものでございますけれども、ほかにもこういった身近な取り組みをしておるものはないかどうか、伺わせていただきます。

4点目の雨水タンクでございますけれども、これは昔あったからもうやめやということでお聞きしましたけれども、近隣市ではどこの市が取り組んでおられるのか、またこの水資源の保全啓発を形としてどのようにしていこうとされておるのか、こういった点も伺わせていただきます。

次に、最後の農作業についてでございますけれども、私自身が農作業に対しましては、 先ほど紹介しましたように、2年前に知人がそういった状況の中でこういった質問を考え ておったわけでございますけれども、本当にこの質問を考えた途中経過で悲惨な事故が起 きたということは、申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

2点目の質問の中に、「アグリ・サポート」基金というので、農業者自身で基金を積んで

保険にかかっておる、これは農作業の手助け、サポートするということでございますけれども、実際事故に遭われた本人の補償ができる労災、災害保険というのが、これは行政のほうからいただいたものですけれども、労災保険の農業者のための特別加入制度とございますけれども、こういった加入の周知とか啓発はどうされておるのか、こういった点を伺わせていただきます。

それと3点目でございますけれども、農作業中の事故については、こういった農作業中の事故報告は本当に少ないようでございますけれども、実際に小規模農業者、個人でやられている方の報告はほとんどされてないと思うわけでございますけれども、こういった点も保険加入等も必要でございますので、できたら啓発とともにこういった点も把握していただきたいと思うわけでございます。ご見解を伺わせていただきます。

4点目の事故後に農業者がやめられた件につきましては、市としては知らない、ほったらかし、わからないという状況でございますけれども、これから農業後継者を育成する上でも本当に大事なことではないかと思うわけなんで、ぜひともこういった把握も必要と思いますので、こういった点の見解も伺わせていただきます。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 都市建設部長。

都市建設部長(橋 俊明君) それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。たくさんいただきましたので、漏れている箇所があるかもわかりませんけども、ご容赦を願いたいと思っております。

まず、時間雨量の50ミリ基準でございますけれども、これにつきましては大体10年に1回あふれるような予想される洪水を安全に流下できる断面ということになります。ちなみに、世紀の大改修と言われました野洲川が100年に1度の確率、いわゆる100年に1度の大雨を想定した断面を確保していると。そして、日野川が大体50分の1、50年に1度の確率だという形で整備目標をされておりますし、今回の中小河川につきましては大体50ミリ相当、いわゆる10分の1確率、10年に1度の確率ということが言われております。これにつきましては、今この10分の1を変更しますと、下流からもう今10分の1に基づいて整備をしておるわけですね。これを途中で変更すると、当然、河川整備は下流からまた改修になりますので、またもとのもくあみというとちょっと失礼でございますけども、一からまた下流から整備をやり直さなくてはならないということも考えられますので、そういったことはできないということでございますので、今のところ県がき

ちっと定めていますこの 5 0 ミリ対応で整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、市三宅地先の件でございますけども、これにつきましては、今回質問をいただきまして、我々も毎年あふれている箇所はどこであろう。当然我々も把握しているということもありますけども、今年は担当が聞いておりました。これにつきましては先ほど申しましたとおり、市街化調整区域のいわゆる開発基準などの整備が図られる前の、整備される以前のことの整備でございますので、今でございますと、そういった雨量も想定しながらきちっと開発指導をさせていただくわけでございますけども、それができておらないということになりますので、これにつきましては再度現場を確認いたしまして、市内の開発優先の、市内の優先整備の箇所を厳選しながら、検討しながら、ちょっと方策を考えていきたいというふうに考えております。

そして、市三宅の舗装のこともおっしゃいましたけども、それにつきましても現場を確認させていただいた上で、市内の優先道を総合的に勘案して検討してまいりたいというふうに考えております。

もう 1 点、国道 8 号、ニューディールの関係でございますね。国道 8 号の要望のときに、そういった環境数値といいますか、そういうのをもとに要望されておらないかということでございますけども、現在、我々としましては、国道 8 号についてはまず整備目標ということでございますので、その側面的な指標としては将来添付する必要があろうかと思いますけども、まずは我々としましては事業化というのが一番大きな目標でございますので、その事業化に向けて現在の混雑度とか生活に及ぼす影響とか、そういったものを中心に関係機関に要望しておりますので、今のところそういった数値をもとにバイパスの整備なりを要望しているということはいたしておりませんので、ご承知おきを願いたいなと思っております。

私どもに与えられました再質問は以上かと思っておりますので、よろしく願いしたいと 思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部長。

環境経済部長(山本利夫君) 矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、我がまちのニューディールの関係で太陽光発電の実績でございますが、本市におきましては、旧野洲町時代から、平成10年度からでございますが、21年上半期までの

間で合計 362件の補助をいたしまして 3,994 万 1,000 円の補助を行っております。また、平成 21 年度下半期からは、太陽光発電だけでなく住宅断熱化を必須とはしますが、高効率給湯器などを組み合わせたエコハウス普及事業を実施しており、合計で 32 件、 395 万 2,000 円の補助を実施しておるところでございます。今日までに太陽光発電の出力につきましては 1,327 キロワットとなり、また CO_2 の排出削減量として換算しますと年間で 520 トン以上となります。これにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたように平成 23 年度までということになっておりますので、当面はこのことに傾注し普及啓発を図っていきたいと思います。

それと、身近な取り組みといたしまして緑のカーテンのお話がございました。ご承知のようにゴーヤにつきましては、夏の日差しを遮って葉の蒸散により室内の温度上昇を抑制するというような効果がございます。昨年から本市におきましても試行的に実施をしておりまして、今年度は本庁舎あるいは別館をはじめ、保育園等で出先機関を含めまして11カ所で実施をしておるところでございます。これの収穫されましたゴーヤにつきましても、庁舎を訪れる方にご自由にお持ち帰りをいただいているところでございます。

それと、身近な取り組みとして雨水タンクのお話があったと思います。雨水タンクにつきましては、補助しておるのが近隣では大津市、東近江市の2市でございます。大津市につきましては、実績としては21年度で68件、また東近江市では21年度で9件と、市の規模から見ますと比較的実績としては少ないかと思います。また、守山市につきましても、平成17年、18年と実施をしておりましたが、今日では助成が申請される方が少ないということで行っておられないというように聞いております。

それと、こういった雨水貯留の啓発でございますが、本市の取り組みの中には、市民が それぞれ自主的に活動をやっていただくということで、「水と緑・安心の野洲」ということ で、環境基本計画の推進会議、またこれの中でいろいろと「エコ資源部会」あるいは暮ら しに関係する「まち・くらし部会」とかいうような形で活動をしていただいております。 こういった活動を通じ、またこれにご参加いただける方等につきましては、直接啓発が行 えるものでございまして、非常に直接的な効果があると思いますので、実質的な効果があ るところから啓発を行っていきたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 環境経済部政策監。

環境経済政策監(竹内睦夫君) 矢野議員の作業事故防止の強化に向けての再質問にお

答えをしたいと思います。

「アグリ・サポート制度」での助け合いのことをご紹介いたしましたが、労災保険の加入周知についてどのようにしているかというふうなことですが、現在、労災保険につきましては、農業者の方々は任意というふうな形になっております。そうした中で、特別加入団体としての要件を満たしているJAなどがこの申請の窓口というふうになっておりますので、JAのほうにその体制の整備ができているかということになりますと、今まだできていないのではないかというふうに感じておりますので、早急にこうした体制の整備を進める中で周知も図ってまいりたいと考えております。

そして、事故の件数等についての把握の問題ですが、この事故の件数の把握につきましては、毎年、県より各農業組合長さんのほうに調査をさせていただいております。それが小さな鎌で切られた傷でも調査を上げるようになっているというふうなことなんですが、それを集計したのが先ほど申し上げました数値というふうなことになっております。

ただ、農業組合長さんにおきましても、細かなところまでそうしたことを把握されているというのも難しいというふうに思いますので、大きな事故についてこうした把握で上げられているというふうに感じております。そうした点が改善されるよう、また県とも協議してはまいりたいと思います。

あと、当初の質問の4点目ですが、やむなく農業をやめた方の把握の問題ですが、これにつきましては、やめられる理由というふうなのが非常に高齢であったり、機械が古くなった、つぶれたからやめるとか、そういうふうないろんな理由がございますので、利用権の設定、そうしただれかに預けられるという相談の中で、こういう状況も把握できればというふうに感じております。

以上、答弁といたします。

議長(鈴木市朗君) 矢野隆行君。

7番(矢野隆行君) 再質問の中でございますけれども、我がまちグリーンニューディールの中で市長にお伺いしたいのですけれども、「もっと野洲 2 1」の計画の中で、自転車による整備とかそういったのをやっていくという計画が載っておるんですけれども、これが評価がBであったわけですよね。こういう結果について、これからの取り組みとその結果の過程をちょっとお伺いさせていただきます。

以上で質問を終わります。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰君) 矢野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

自転車あるいは当方でできるだけまちの中を移動できるというのは、健康あるいは温室効果ガスの削減といったことから有効だと考えています。ただ、自転車の専用道をつくろうと思うと、当然、土地が要ります。今、市内の道で自転車専用道がつくれる余地のある道はもうほとんどないといいますか、旧の分庁舎の前の道が少し広いですから可能性はありますけれども、ただやはり有用な所をつながないと意味がございませんので、たちまちは手をつけられないと思っています。ですから、新しく道路を計画するときにはそういうことで、例えば野洲中学校前から久野部へ至る道路がありますけれども、県道です。あれも少し狭いのですけれども、歩行者だけじゃなしに自転車も通れるという形で運用してもらうように、これは要請して実際そうなっています。ですから、狭い市域ですし、道路の余地も限られていますけれども、可能な限り連続して必要な場所に自転車で移動できるような仕組みは、今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 次に、通告第5号 第14番、丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) 14番、丸山敬二です。それでは、質問に入らせていただきます。

先日9月5日、猛暑の非常に厳しい中で、野洲市総合防災訓練が行われました。住民の生命と財産を災害から守るという立場で、被害を最小限に抑える救援活動に対して非常にきびきびとした動作で訓練を行っておられる姿を見せていただきまして、まずは安堵をしたところであります。関係者の皆様には大変ご苦労さまでございました。

では、最初にまず危機管理意識について質問をさせていただきたいと思います。

危機管理ということを一口に言っても、災害とか犯罪、疫病、テロ等、非常に広範囲に わたりますけれども、きょうは災害に関する危機管理について、防災行政無線とのかかわ りとあわせて質問をさせていただきます。

去る7月16日に、都市基盤整備特別委員会がございましたけども、その冒頭で米国クリントンタウンシップを訪問中の市長から、その数日前から野洲に大雨が降っていたわけなんですけども、大雨に対する心配と、訪問団ー行が無事に予定どおり行動しているというメールが入ったと、政策調整部長から報告がありました。

この特別委員会終了後に私が政策調整部長に、7月13日から15日にかけて野洲市に

大雨警報が発表されていたと、このときに防災行政無線で市民に情報を流しましたかと尋ねたところ、移動系の無線は使っていたけれども固定系ですね、いわゆる同報系は使っていないとのことでした。ことしの5月27日からは、気象に関する警報・注意報の発表は従来の近江南部とかいう地域ではなくて、それを細分化した野洲市という市単位で発表をされるようになっています。市単位で発表される、絞られているということは、その確度は高いはずですから、市民に注意を促すため防災無線を使って情報を流すべきではないかと聞いたところ、答えは、テレビやラジオで同じことが流れていると、なぜそこまでして言わないけないんだという返事でした。このとき、私自身はちょっとむかっと来ましたけれども。

彦根気象台のあれでいきますと、野洲市における大雨警報は時間雨量が50ミリを超えると予想される場合に発表をされます。これは行政の皆さん方ご存じだと思いますけども。で、本市の中心部分を流れます祇王井川は、30ミリ以上降るとあふれる危険性があると言われています。先ほど都市建設部長の話にもありましたけども、この点は合っておるのではないかと思いますけども、そういうことであれば、市民に情報を伝えないということがちょっと理解できません。あの防災行政無線は3億円以上のお金をかけて整備したものでありまして、これを月1回の試験だけに使って、メンテナンスの費用もかなりかかっております。非常にもったいない話ではないかなと、このように考えています。

そのときの政策調整部長と話したのは、そのときは雨が降っておったのでそういうような警報が出ているよと言って、実際にどこまでそれが聞こえているか、いわゆる音達範囲がどの程度やというのを把握しておる必要があるのではないかなと、そういうことで私は申し上げました。

この辺に関して、市民に注意を促す意味で事前にやはり言うことが大事ではないかなと思いますけども、この辺のことについて危機管理監でもあります市民部長にお尋ねをしたいと思います。そして、これにあわせて関連しまして、大規模自然災害や弾道ミサイルが飛んでくるということに対する全国瞬時警報システム(J-ALERT)というのがありますけども、その辺の整備状況をあわせてお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 丸山議員の危機管理意識についてのご質問にお答えいたします。その中の防災行政無線の取り扱いについてと全国瞬時警報システム、いわゆるJ・A LERTの整備状況につきまして回答をさせていただきます。 市の防災行政無線の管理運用規程におきましては、電波法に基づく関係法令に沿った有事発生時での運用方針を定めたものでありまして、親局の本庁舎、子局で、移動系及び83局の屋外拡声器及び個別受信機で市内すべてを受信網羅できるよう施設の整備を図っております。また、遠隔制御局の機能を東消防署及び各コミュニティセンターに整備し、特に各コミュニティセンターでは子局の遠隔操作によりまして、学区内一斉の通報ができるようにしているところでございます。

一方、テレビ等での気象警報情報の迅速化が図られ、インターネットからも多くの気象・ 災害情報が入手できるようになっております。こうした状況下で、市では、大雨洪水警報 が発表された場合、市内の河川等の危険個所の巡視や確認を行った上で、同報系防災無線 を使用するか否かを判断しております。このことによりまして、かえって不安をあおるこ とのないよう、混乱を招かないという観点から、気象庁からの警報を即市民へ一斉通報す ることは目下のところ考えてございません。防災無線はあくまで非常事態での利用を考え ているところでございます。

次に、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル等の時間的余裕がない事態が発生した場合、人工衛星を利用した市町村の防災行政無線等を自動起動するシステムであります全国瞬時警報システム、略称J・ALERTを現在国において整備中でございます。若干遅れてはございますが、国の整備が終われば、市においても地上波との連携強化を図るための再整備を行いまして、従前の登録音声方式に加えまして状況に応じた内容の放送を実現できるよう予定をしております。なお、現在のところ、その整備につきましては本年の12月ごろになると聞いております。

議長(鈴木市朗君) 丸山議員。

14番(丸山敬二君) ありがとうございました。今のネットとかのほうも、確かに彦根地方気象台のほうがサービスをしておりまして、こういう画面ですかね、出て、警報・注意報のところをクリックすると情報が出るようになっております。

先ほどちょっと私申し上げましたのは、彦根気象台に問い合わせて警報とそれから注意報の発表会場とかその辺の状況を聞きましたところ、7月13日から16日にかけて、これが大雨洪水の警報と注意報が順次出されておりました。それから8月に入っては11日と12日、この間、大雨に関する注意報・警報が発表されておりました。今の答弁の中で、特段混乱を招くので今のところ防災無線を使って言うあれはないということですけども、昨年も兵庫県のほうでもそういった情報が遅かったとかいろいろなことがありますので、

やはりここでやめるのではなく引き続き検討するなりしていただきたいと思います。

午前中の市長の答弁にもありました「もっと野洲 2 1 」ロードマップですね、あの中の安心・安全のところを見ますと、今私が言いましたようなことは入っておりませんでした。 危機管理については自治会の自主防災の関係とか、そういうところであって、このロードマップをつくったのは市長がやれと言うたのではなくて、職員からの自発的といいますか 意思やということなんですけれども、こういったところもやはりもうちょっと踏み込んで考えていただきたいなと、このように思います。

それでは、次に行きますけれども、市のほうで防災とかいろいろなことに関する印刷物が出されております。この中でも、今言わないとおっしゃってましたけども、市の地域防災計画の中には、そこの気象情報等の伝達体制の整備というところに書かれているんですね。気象台及び国・県が発する予報それから警報等を住民へ確実に情報伝達できるよう、平常時より市防災行政無線の点検整備拡充に努めると書かれているのです。そういったことでいけば、なぜやらないのかというような疑問もあります。

市民部長の答えにもありましたけども、現状の管理運用規程の中には確かにおっしゃったような趣旨でつくられていると思うんですけども、運用、実際の今言ったようなことをどういうときに使うんやというようなことをぜひ盛り込んでほしいなと。この行政防災無線を使って情報伝達するのは、例えば、警報・注意報等の気象情報の告知、地震発生に関する情報、それからテロに関する緊急情報とか、人に危害を与えるような野生動物の出没ですね、先日もどこかで猿でしたか、出たとかいろいろ話がありますから、そういったものをその規程の中に、こういったときにやるんやでというのは明確に入れていただきたいなと。それから、東消防署と各コミセンに制御装置が設置されておりますけども、そのそれぞれの東消防なりコミセンから、それを運用するのは、使うのはどういうときやというのをはっきりと双方で申し合わせというんですか、そういったこともやっていただいて、きちっとしておいていただかなければいけないかなと、このように思いますけども、この辺について、この規程の中に盛り込むなりきちっと整備するということについて、市民部長にお伺いします。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 先ほど答弁させていただきましたように、防災行政無線の管理運用規程につきましては、あくまで電波法に基づく有事発生時の運用方針に規定するものでございます。今、議員おっしゃられましたように、今後職員の人事異動等もあります

し、そういうことも考えますと、今後どういうときにどのように使用するのか、具体的な マニュアル制度は高めていきたいと、このように思います。

議長(鈴木市朗君) 丸山君。

14番(丸山敬二君) ありがとうございます。ぜひとも、規程の中ではそういうことで難しいのであれば、マニュアルなりできちっと、人がかわってもちゃんとできるようにお願いしたいと思います。

東消防署に電話で聞いたんです。この防災無線の制御装置があるやろと、分担とかそう いったことについて何か決めごとがあるかと聞いたら、もごもごもごもごって、「あると思 います」というような返事でしたので、その辺きちっと整備をお願いしたいと思います。

それから、次に行きますけども、先日、防災訓練の中でも紹介がありましたが、防災協定を結んでいることですね。市内の協定を結んでいる方も登場されましたけども、この防災協定と、これにあわせて広域的な応援体制、それから県防災のヘリコプターがあると思うんですけど、この辺の運行をそれぞれ協定なり組合みたいなんか何か協定とかあると思いますけども、その辺の運用についてお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 防災協定の状況及び広域応援体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

県内では湖南4市、そしてまた隣接する竜王町、湖南市や、県下消防団と相互応援協定を結んでおります。また、県と19市町で滋賀県防災ヘリコプター運行連絡協議会を組織いたしまして、山岳・水難救助等を行っております。ちなみに、昨年度の出動状況につきましては、山岳・水難などの救助活動で50件、救急活動で21件、火災防御活動2件が災害活動での出動でございました。

それから、全国的な広域応援体制では、東は愛知県の刈谷市から西は福岡県の行橋市までの12市町の広域災害ネットワークに加盟しております。また、市管工事業協同組合、市建設業協同組合、野洲工業会及び野洲病院等の9団体と応援協定を締結している状況でございます。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) 県の防災ヘリの件数は何件あったかというのは、次に聞こうと思うておったんですが先に聞きましたので。広域の防災協定なんですけども、ホームペー

ジ上からずうっと見ていきましたら入っているんですけど、今この中で、協定をやっているというのが北海道の砂川市とか岩手県とかやったらあるんですね、平成18年4月というのが。今の話では、そこでなしにどこかほかが出てきたと思うんですけど、これ、ちょっと教えてください。過去にやっているやつは更新されていくのか、新しいのが、例えばこれでいくと、21年1月13日と22年6月7日に八幡やとか岡山とかいろいろ入ってるんですけど、これが最新やというのか、過去のは入ってる、入ってないの、これ、いかがなんでしょうか。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) ことしの6月に岡山県の玉野市、それから岐阜県の可児市でございます。その2市が加入いたしまして、このような数字になっております。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) それは、じゃ、今協定しているのは、この6月7日現在のこれだけやということですか。この上のほうの平成18年4月1日にぎょうさんあるんです、 北海道とか岩手県とか山形県とか。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 今申し上げましたのは、広域の災害ネットワークというところを申し上げたところでございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) はい、わかりました。これまた、そうですね、項目が違いますね、協定の内容が。はい、わかりました。

それでは、次に行きたいと思います。

いわゆる防災のためには、行政だけに頼るのでなくて、やはり市民一人一人が防災に関する意識を持たなければならないと。常に地域、いわゆる自治会単位で意識行動するのが大切だと思います。それで、自主防災組織のほうも、組織してもらうようにということで、行政からの要請とかあると思いますけども、その防災組織の組織率とその組織されている中での特徴的なこと、それと特に弱者というんですか、災害時の要援護者、この辺の把握状況とか取り組みについてどういうようにされているのか、ちょっとお伺いします。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 自主防災組織の組織率の件、それからまた災害要援護者の把握状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成22年8月現在、89自治会中、自主防災組織は結成70自治会でございまして、78.65%の結成率となっております。昨年度から比較いたしますと3自治会増えている状況でございます。女性消防隊は52自治会で58.42%の結成率となっておりますし、またシルバー隊につきましても4自治会で結成されております。また、幾つかのところでは、市総合防災訓練とは別に、自主防災組織として毎年各地域で避難訓練や消火訓練などの防災訓練また災害図上訓練等、自主防災意識の高揚を図るための研修会を実施されております。

次に、災害時要援護者の把握状況や取り組みにつきましては、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯や障害者等の対象となる方々の把握につきましては、それぞれの主管課で名簿整理などを行っておりまして、今後は地域の協力を得ながら要援護者の個別支援計画の策定をしていきたいと考えております。

このように継続して自治会単位での自主防災組織の設立の奨励や、地域コミュニティに よる共助の輪のすそ野を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) かなり自主防災組織の組織率というのは高いと思いますけども、あと残っているところですね、ぜひともそういったことを推奨というのかご指導いただいて、全市的にできるようにお願いしたいと思います。

この中でも、災害図上訓練というのをちょっと聞くことがあるんですけども、一般の、 どう言うんですか、外で消火訓練やとかいろいろなことがあるんですけど、災害図上訓練 というのを聞くんですが、何かご存じでしたらちょっと教えていただきたいんですが。

議長(鈴木市朗君) 市民部長。

市民部長(髙田一巳君) 災害図上訓練と申しますのは、地図を使いまして地域で災害が発生した事態を想定いたしまして、地図の上に透明のシートをかけまして、その上からペンを持ちまして、危険が予測される場所でありますとか事態をシートの上に書き込んでいく訓練でございまして、事前に課題とか危険を予測できることや、それからまた避難経路、避難場所の確認、それからまた役割分担等についても事前に参加者で共有することができるという効果が見込めるものでございまして、私もこの間、自主防災の訓練の中で実際参加してやってまいりましたけれども、まことにゲーム感覚で手軽にできるという点とか、それから余り費用もかからないということで、地域防災力を高めるための研修として

は有効な研修であるというように思います。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) ということは、実際のフィールドでやる訓練の前でイメージ訓練、イメージトレーニングということですかね。はい、わかりました。

次に、市長に2点ちょっとお伺いしたいと思います。

その1点目は、市長がクリントンタウンシップを訪問するときに、今は携帯電話でどこにいてても話ができるんで職務代理は置かないということをたしか全協のときにおっしゃられたと思いますけども、野洲市に大雨警報が出たときに、心配しているというメールが入りましたけども、そのとき電話でどなたか話をされたのか、それと、こういう危機管理という観点から、例えば市の幹部にどやねんというような指示とかされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰君) 基本的にはメールでやりとりをしておりましたので、市の職員とは直接電話ではしゃべっておりません。ただ、いつでも電話でもしゃべれる状態ではありました。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) わかりました。全協のときに他の議員さんから質問があったときに、携帯電話だということやったんで、ちょっと実際されたかなと思ってお伺いしました。

それでは、もう1点お伺いしたいのは、今、市民部長が危機管理監を兼務しておりますけども、この危機管理ということは非常に重要なことであり、所管する部署というんですか、関連する業務が水防の関係であったり、福祉であったり、またいろいろな、例えば指示する事故が出たとするならば人事のことも出てきますし、一般市民向けのことも出てくるということで非常に多岐にわたっております。こういったことの中で、市民の生命と財産を守り安心・安全と、こういう観点からすれば、すべてにわたって権限のある、例えば市長直轄の職制をつくるとか、そういうことについては市長どうお考えでしょうか。

議長(鈴木市朗君) 市長。

市長(山仲善彰君) 直轄というのはあると思うんですけども、部長も直轄ですので全く一緒やと思っております。以前は、総務部長が消防の業務も持っていたということで、

総務部長が危機管理監を兼ねていました。体制を変えまして、市民部に消防とか安全とかまちづくり、自治会が集約しておりますので、今、野洲市の場合は、市長の下はすぐに部長ですから、一番たくさんそういう市民の安全等にかかわる業務を持っている部長である市民部長が危機管理監を兼ねるのはふさわしい人選だというふうに考えております。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) 今、市長の言われるように、そういったふさわしいという意味では、今の職制の中ではそうかもわかりませんけども、やはり多岐にわたって有事のときにやるとなれば、専門的な職制を持った人がいてるほうがいいんではないかなと私は思っていますので、機会があればぜひそれもちょっと考えていただいて、全体のことを見ていただければありがたいかなと、このように思います。

それでは、大きい2点目のほうの「事務用機器の購入及び保守契約の状況について」ということで質問をさせていただきます。

事務処理の効率化それから迅速化のために、多種多様な事務機器ですね、大小事務機器 がありますけども、これが設置されております。昨年の財政健全化集中改革プランでは、この辺は取り組んでなかったと思われますけども、購入の方法とか保守の契約について何 点か伺いたいと思います。

この中で、大型コンピュータとかシステムものは除きまして、庁内に設置されていますネットワーク用のパソコンとか、それから最近ではプリンタ機能やとかコピー機能、あるいはファクス機能を一まとめにした複合機というものがありますけども、その辺のことについてお伺いします。

現状の契約状況とかを調査をさせていただきましたところ、これらはリース契約がほとんどでした。このリース契約の中に契約業者名に野洲市内の業者が見当たりませんでした。契約は入札で行われているということなんですけども、業者指名の状況を、その入札する業者さんをどういう基準で選んでいるのか。市内とか市外の業者さん、そういったところと、それから1つちょっと不思議に思ったのが、本体部分のリース料がなくて1枚当たりの単価という契約を複合機でしたか、やっておりますけども、この内容というのか仕組みについて教えていただきたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) それでは、丸山議員の事務用機器の購入及び保守契約の状況 につきまして、お答えをしたいと思います。 庁内ネットワーク用端末あるいはプリンタ、複合機の入札業者といいますか、指名業者 といいますか、そのご質問にお答えをしたいと思います。

庁内のネットワークにつきましては、大きく分けて住民情報等を取り扱う基幹系ネットワークと内部情報を取り扱います情報系ネットワーク、及びそれ以外のネットワークとして戸籍システム、水道システムなどがございます。情報系ネットワーク用の端末は、物品役務提供取引品目別業者の中から、平成21年度では市内業者1社、市内に支店のある業者1社、及び市外業者6社を指名をしております。また、情報系ネットワーク用のプリンタは、複合機を導入したことにより新規導入はほとんどない状況であります。複合機については、平成20年度では市内業者1社、市内に支店のある業者1社、市外業者5社を指名をしております。この複合機は情報系ネットワークに接続をしており、情報システム課で一括してトナー代、簡易な保守料を含め、1枚当たりの使用枚数に応じた金額を支払う賃貸借契約として締結をしております。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) 今、契約のとき、市内業者も入っているということですけども、契約できてないというのは何かありましたかね。市内業者が入ってない、今お話もありましたように結構市外のほうが多いんですね。市内がいわゆる入札に参加しているけども入ってないというのは何かございましたでしょうか。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 先ほども申し上げましたとおり、それぞれ市内業者あるいは 市外業者等で見積もりの入札といいますか、そういうことで決定した業者が市内業者では なかったと、そういうことでございますので、金額の問題だと思います。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) はい、わかりました。市内業者にも一生懸命一層の努力をしてもらわないかんということですね。

次に、機器の選定関係についてお伺いしたいと思いますけども、選定についてはどういうふうにやられているのか。例えば、仕様とか機能面で検討しているのか、またメーカー指定といいますか、営業マンがここがええでと言うてきたら、ああ、そうかそうかという、いわゆる業者の言うままに値段だけでいくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、今も話がありましたけど、複合機が最近多いので、従来の単独になっているプリンタというのはないと思うんですが、複合機の入っておるところにプリンタと重複設置はしてないと思いますけども、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) それでは、機器の選定、あるいはプリンタというのは複合機との重複配置というご質問でございますので、まず機器の選定につきましては、情報系ネットワーク用の端末については、既存のシステムの構成条件に合います機器を選定をしております。メーカーについては、国内及び国内生産メーカーを指定をしております。また、複合機についても、端末と同様に特定メーカーの指定はしておりません。

もう 1 点の質問で、複合機の重複の関係でございますが、基幹系ネットワーク用のプリンタにつきましては情報系ネットワークとは共用できないことから、複合機と重複しての配置はいたしておりません。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) わかりました。どうしてもシステムの端末ということであれば、構成している側に合わざるを得ないところがあるんですけども。

それから、この複合機ですね。先ほども言いましたように紙1枚当たりの単価契約というふうになっておりますけども、設置台数も非常に多く、場所も分散しているという中で、今多分契約されているのがどうも1社みたいなんですけれども、複数社と契約してもっと単価を下げるようなことは、私の感じでは、やはり何社か入れて競争をやれば単価は下がるのではないかなと思うんですけど、この辺、非常に台数が多いので2社ぐらいで契約をやるとか、そういったことはいかがでしょうか。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 先ほど申し上げましたが、当然、指名は数社行いまして、見積もり入札で業者を決定しておらないということでございます。今もご質問がございましたように、台数も多いのでということですが、やはり後の保守とかいろんなことを考えますと、余り複数の業者で入れるよかは後の保守関係もやりやすい。そして、まとめることによって、やはり安価に契約ができるというメリットのほうで、現在、そのような対応をしておるという状況でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) それはわかるんですけど、例えば見積もりして1位の会社と2位の会社を価格協議をして安いほうに合わせられへんかと、そういう交渉はやらないんでしょうか。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 現在のやり方では、一番最低というか一番安い業者と契約をさせていただいているという方法でございますので。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) 現状はわかりました。今後入れるときはそういったことも視野に入れていただけたらありがたいかなと思います。

ちょっと調査やらせてもらった中でわかりにくいのがあったんですけど、保守に関して書かれておる中で保守は納入業者が行う場合、これはわかりますね。納入業者が行う場合と、メーカー対応というのとスポット保守と書かれておるんですけど、このメーカー対応というのとスポット保守というのは違いとか契約する基準が違うのか、何が違うのかよくわからないんですけど、このメーカー対応というのとスポット保守というのをちょっと違いを教えてください。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) ご質問にお答えしたいと思います。

基幹系ネットワークでは、緊急性を要する窓口用・証明用プリンタ等はメーカー対応としております。また、情報系ネットワーク用の端末につきましては、費用対効果等を勘案いたしまして、新規導入時に3年間のサイト保守をつけて契約をしております。それ以降はスポット保守で対応しているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議長(鈴木市朗君) 丸山敬二君。

14番(丸山敬二君) わかりました。それでは、いろいろお伺いしましてちょっと私の要望だけお伝えして終わらせていただきたいと思いますけど。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午後1時58分 休憩)

(午後1時59分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

丸山議員そのほかの方も、最後に要望事項も入れて質問されることが多々ありますので、 それはもう質疑のうちに入りませんので、そういうことはこれから皆さんも差し控えてい ただきますよう、よろしくお願いいたします。

丸山議員。

14番(丸山敬二君) それでは、今後、学童保育所の建設とか有隣館の建設、防災センターの移転とか、焼却場の建て替えとか、さらには現在使用中の事務機器の更新が出てきますけども、市内業者もぜひともここに指名をしていただいて入れていただくと。これは単に市内業者を入れるということではなくて、先ほど来から話がありましたように、やはり市内業者の育成ということと、それから市内業者に払うことによって税金が返ってくると、そういうことも踏まえて多くの市内業者を指名して、その中から契約をしてほしいと思っていますが、今後先ほど言いましたいろんな学童保育ほかの建設がありますけども、その辺について、そういった市内業者をどういうふうにやっていくのかというお考えをお伺いしたいと思います。

議長(鈴木市朗君) 総務部長。

総務部長(岡野 勉君) 市内業者の指名ということで、市もそういう市内業者の育成という観点も当然あると思いますが、ただ、当然、業者選定に当たってはまずは指名願が出ているか出ていないかにかかわります。事務機器あるいはコンピュータ機器類についてもそういう指名願を出していただいている中から選んでおりますので。ただ、指名願でもそれぞれ希望業種が5つしか選定ができません。その中に1番順位で入れていただいたらいいんですけども、これが2番・3番順位でしたら、なかなか市内業者でも指名できないという場合もございます。繰り返しになりますが、まずは指名願を出していただいているというのが大前提になりまして、そして1番順位で希望業種かそれであれば、市内業者も当然優先してまずは見積もりに参加していただくというか、そういうことになるというふうに思います。

以上でございます。

議長(鈴木市朗君) 丸山議員。

14番(丸山敬二君) わかりました。ありがとうございました。

質問を終わります。

議長(鈴木市朗君) それでは、暫時休憩いたします。再開を15分からいたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時15分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第5番、内田聡史君。

5番(内田聡史君) 6番、内田聡史です。質問の前に、通告では「地方主権改革」と 書いていましたが、「地域主権改革について」ということで訂正をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。地域主権改革について。

ここ十数年の間で地方分権が叫ばれるようになってはおりますが、前政権下では遅々として進んできませんでした。しかし、昨年夏に政権が交代し、政府はこれまでの中央集権体制から地域のことは地域で決める地域主権への転換を早期に推し進めようとしております。これまで国は平成7年に地方分権推進法を成立させたのを皮切りに、平成19年に地方分権改革推進法を制定、この間、国が進める三位一体の改革、平成の大合併、地方財政健全化法の制定、また近年の急速な景気後退の影響などによって、地方を取り巻く環境は劇的に変化してきております。平成19年の地方分権改革推進法の制定は、それまでの地方分権推進法で行われてきた地方分権をさらに進める地方分権改革を行い、地方分権改革推進計画の策定と地方分権改革推進委員会の設置を定めました。地方分権改革推進委員会は平成21年11月9日までに98回の委員会を開催し、第4次まで勧告を逐次行ってきました。

その後、委員会の勧告を踏まえた施策を実施する目的で、昨年11月、内閣府に地域主権戦略会議が設置され、第1回の会議で地域主権戦略の行程、いわゆる原口プランが示されました。このプランによりますと、地域主権戦略大綱を策定し、今後二、三年の間に、規制関連では法令による自治体への義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲、予算関連では「ひもつき交付金」を廃止し一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、緑の分権改革の推進。法制関連では、地方自治法を抜本的に見直し、地方政府基本法の制定を行う自治体連携の自発的な形成、国の出先機関の改革とあわせ人員の地方移管を検討するというものであります。

地域主権改革推進一括法は、41もの法律を一括改正するものであり、地方行政にも大きな影響を与えるものであります。この地域主権改革の中で進めようとしている権限移譲と一括交付金化は、かつて小泉政権時の三位一体の改革のように、仕事量はふえるが財源は減らされる、地方負担は増えるという結果にならないかという危惧もされております。今後、国において本格化する地域主権改革への取り組みに対する市としての見解をお伺いいたします。

議長(鈴木市朗君) 政策調整部長。

政策調整部長(南 喜代志君) 内田議員の「地域主権改革について」のご質問にお答えをいたします。

「地域主権改革」とは、内閣府設置法の改正案で示されました定義で申しますと、日本国憲法の理念のもとに住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革と定義されております。また、本年6月22日に閣議決定をされました「地域主権戦略大綱」では、地域主権はこの改革の根底をなす理念として掲げられているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものであるとされております。

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になります。

地域主権改革は単なる制度の改革ではなく、地域の住民がみずからの住む地域をみずからの責任でつくっていくという責任の改革であり、民主主義そのものの改革であると認識をしております。このため、住民や首長、議会のあり方や責任も変わっていかなければならないと考えております。

議員ご指摘の権限移譲と一括交付金化の問題につきましては、特に国庫補助負担金について、全国を通じて一定の行政水準を維持し一定の施策を普及奨励する等の意義・効用があると思われます。しかし一方で、創意を生かした自主的な財政運営を阻害する細かい条件づけ、いわゆる「ひもつき補助金」などによりかえって事務が煩雑となりますことから、議員ご心配のように行政の簡素・効率化の阻害等の問題も指摘をされ、整理合理化に向けた取り組みが行われてきました。

こうしたことを踏まえまして、地方公共団体の事務事業の円滑化や事務負担軽減の観点から、補助金交付申請等の事務手続の簡素化をさらに進めるよう、また一括交付金化により補助金の総額が減らされないよう、既に市長会を通じて要望しているところでございます。本市といたしましても、地域主権改革が真に実効性のあるものとして推進され、地方の自己決定権が確立されるよう、機会あるごとに市長会を通じて関係機関へ要望してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 内田聡史君。

5番(内田聡史君) 地域主権改革関連3法案ですけれども、さきの国会におきまして 参議院のほうは通りましたけど衆議院のほうは今現在継続審議でございまして、地域主権 改革3法案は市長会で要望しておられるということですが、地方六団体すべてがこの法案 の早期成立に向けて努力しているところでありますが、地域主権改革は政権交代がなされ た当時の内閣では改革の一丁目一番地と位置づけられており、地方分権から地域主権の流 れが加速度的に進むことが見込まれる中で、これまでのような国の地方自治体に対する考 え方が大きく変わるものだと考えております。この中におきまして多くの関連項目があり ますが、3点に絞って再質問をさせていただきます。

まず、「ひもつき補助金」を廃止して一括交付金化する制度についてお伺いするのですけれども、この補助金は中央省庁から地方自治体に交付される補助金のうち使い道に制約があるもののことであり、これまで各省庁はこの補助金に対する裁量権を持つことで存在意義を示してきました。地域主権戦略大綱が閣議決定されたことで、基本的に各省庁は抵抗できなくなりました。これまで本市もその恩恵を受けるとともに、今から考えると、この補助金が現在の疲弊を招く一因であるということは否めないのではということを考えさせられました。一括交付金化制度のメリットは、地方の実情に応じてその裁量で効率的に財源が活用できるほか、補助金申請にかかわる経費や人件費が削減できることとしております。国は、現在、地方に出している補助金総額21兆円から大幅に減額できるともくろんでいるようですが、「ひもつき交付金」が一括交付金化された場合、本市が受ける影響の想定についてお伺いをします。

2点目に、義務づけ、枠づけの見直しについてですが、6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱の中で、義務づけ、枠づけの見直しの方針が示されました。地方分権推進委員会の勧告どおりに実施する権限移譲については、義務づけ、枠づけの見直しは434条項と約6割、基礎自治体の権限移譲では175条項と半分にも満たない条項であります。例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室面積等に関し従うべき基準があるなど、不十分であると言わざるを得ないものもあります。この部分の廃止また参酌すべき基準など、地方の実情を反映できる規定へ移行するように求めていかなければならないという主張があります。一方で、補助金を財源として実施される全国一律のサービスである福祉や教育関連に地域格差が生じることになると考えられますが、見解をお伺いいたします。

3つ目に、基礎自治体への権限移譲について。平成の大合併により全国的に市町村合併

が進み、その数は平成11年3月末時点での3,232から平成22年3月末では1,7 27となり、これにより地域の将来を見据えた特色あるさまざまな取り組みも行われ、ま た行政運営に対する効率化も進められてまいりました。これまでのように権限は渡しても 財源は地方の負担では、真の地域主権とは言えず、また移譲を受ける基礎自治体の主体的 な取り組みが必要になってくると考えられます。本市が国や県から権限、財源の移譲を受 けるに当たっての課題をお伺いいたします。

議長(鈴木市朗君) 政策調整部長。

政策調整部長(南 喜代志君) 内田議員からの再度のご質問にお答えをいたします。 まず1点目は、ひもつき補助金が一括交付金化された場合の本市が受ける影響の想定に ついてでございます。戦略大綱の方針では、実施の手順としてはまず投資に係る補助金、 交付金等の一括交付金については、平成23年度以降段階的に実施されるということにな ってございます。そして、経常に係る補助金、交付金の一括交付金化につきましては、平 成24年度以降段階的に実施と、このようになっております。これにあわせまして、経常

に係る国庫補助負担金の扱いについて検討をされるということになってございます。

既に去る6月10日には、地方六団体では地域主権戦略大綱に対する意見を提出をしておりまして、具体的に盛り込むべき事項が5項目ございますが、その1つに、ひもつき補助金の一括交付金化という項目がございます。その中では、一括交付金化の目的と対象範囲等ということで、現金給付は国、サービス給付は地方を原則としてと、こういうようなことも書かれております。また、総額確保という観点では、一括交付金の対象となる補助金等の総額については、現行の補助金等の額と同額以上とし、財政力の弱い団体に配慮する等、個々の団体においても事業実施に十分な財源を確保すること、そしてもう1つは、地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保することと、こういうふうな意見書を提出をしております。

現時点では、こうした「ひもつき補助金」が一括交付金化されますことによって本市に どの程度影響するかまでは試算はしておりませんが、昨夜のNHKの「ニュースウォッチ 9」を見ておりますと、この一括交付金化について、総額が削減される懸念についても報 道をされておりました。内田議員が懸念されているとおりだと、このように思います。

今後は、できる限り使途の拡大や手続の簡素化とあわせまして、補助金の総額が確保されるよう市長会を通じて要望をしてまいりたいと、このように考えております。

そして2点目は、義務づけ、枠づけの見直しで、補助金を財源として実施されている全

国一律のサービスである福祉や教育関連に地域間格差が生じるのではないかというご質問 でございます。

地域主権戦略大綱の方針では、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大によりまして、これまで国が決定をして地方公共団体に義務づけをしてきました基準や施策等を今度は地方公共団体が条例の制定によりみずから決定して実施をすると、こういうふうに改めることが必要になってきております。こうした地方公共団体の取り組みの内容こそが、真の意味で地域主権改革の実現を左右するものと考えております。地方公共団体は地域主権改革の趣旨を踏まえまして、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努めまして、みずからの判断と責任で地域の実情に合った基準の設定、そして適切な施策等を講じなければならないと思います。そうした意味では、一定水準をベースとして地域の実情に合った各種行政サービスの展開が逆に言うと可能になると、こういうような面もございます。そういう面からは、格差といいますか、特色といいますか、重点施策に係るそういうサービスに差異が出てくると、こういうようなことを考えております。

それから、3点目ですが、国や県から権限、財源の移譲を受けるに当たっての課題は何かと、こういうようなご質問でございます。

まずは、議員ご指摘のように大綱で権限移譲決定をされる事務というのは多数に上ると 想定されますが、その円滑な移譲を実現するためには、まずは権限の移譲を受ける基礎自 治体自身の主体的な取り組みが必要だと思っております。また、移譲されるチームとそれ から従来から処理をしておりますチーム等を一体的そして総合的に行うことで、その相乗 効果を発揮できるようにすること、そういうようなことを通じまして地域住民が地域主権 改革の意義や権限移譲の効果について、より強く実感できるようにすることも重要だと思 っております。

そこで、課題といたしましては、国と地方の役割分担の明確化をはじめ、権限移譲と財源の確保だけではなく、円滑な引き継ぎや研修、そして移譲された事務を円滑に実施するために必要となります専門的な人材育成の仕組み、そして人員体制の構築が課題として上げられると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(鈴木市朗君) 内田聡史君。

5番(内田聡史君) 最後の質問です。現在、代表選がされておりますが、2人とも真 反対なことを言うておりまして、これからどうなるかというのをしっかりと注視していか なくてはならないと思っておりますが、地域主権が進むという方向性は変わらず続いてい くと思いますので、しっかりと我々も見ていきたいと思っております。

法律が通っておりませんので、今の答弁で結構なんですけど、一括交付金化に関しましてはまだ国の算定基準が明確になっておりませんが、国が考え方を示す前に、まず本市にとって幾らぐらい必要であるかということを想定することは大変重要であると思います。本市が必要な金額を明示するくらいの気持ちを持って備えていっていただきたいと思います。また、一括交付金化となれば、地方の実情により異なると思いますが、福祉や教育に重点配分し、土木関係は後回しになるというおそれがあるように思っております。当然と言えば当然ですが、本市の発展のためにもバランスある配分を考えていっていただきたいと思っております。

また、一括交付金化に関しましては、各省庁共にさまざまな意見を出しております。国 土交通省を見ますと、社会資本整備総合交付金は一括交付金を先取りしたものであり「ひ もつき補助金」とはもはや言えない、農林水産省は一括交付金に回せる財源はない、文部 科学省は独自の教育一括交付金が適当である、経済産業省では一括交付金化は困難、環境 省も一括交付金化するのは難しいというような各省庁のコメントが出ております。

義務づけ、枠づけの見直しに関して、国が定めた基準ではなく地方公共団体が条例によりみずから決定することができるように改めるように決定することと、改めるようになりますが、こうなりますと、さまざまな部分でその基準を上げるのか下げるのか、また現状と同じにするのかを考えると、大きな課題が出てくることが予想されます。実情やニーズを的確にとらえ判断をし、責任ある施策を進めていっていただきたいと考えます。そして、基礎自治体への権限移譲についてですが、先ほどご答弁いただきましたように、一番の課題は人材や人員だと考えます。今回の改革で移譲された事務が滞ることのないよう、しっかりと、まだまだ実施までには日もありますので、シミュレーションを行っていただきたいと考えております。

その地域主権改革の中で、国と地方の協議をする場の法制化、これが定められております。どういう形になるのかもまだまだわかりませんが、市長におかれましては、そういう場があるときには、野洲市そして滋賀県の状況をしっかりと主張していただきたいと思っております。

今、「地域主権改革」に関しまして行政のほうばかりをお伺いいたしましたが、地方主権 改革とともにやらなければならないのは、「地方議会改革」であるというように思っており ます。私も何度か地方主権改革の勉強会に参加させていただきました。そして、橋下知事の勉強会に参加させてもらったときには、現在、議員定数の削減、議員歳費の削減が市民の中から出ている、これは議会が不要だと、こういったことを思われている方の真意のあらわれであると、こういうふうに言われました。この問題には賛否両論あると思います。そして、今の地方の状態をつくった元凶は二元代表制にあるのではないかという、こういった発言も橋下知事はされました。そのときに三重県の議会議長は、それは違うといったようなバトルも行われました。今回の議会におきまして、この野洲市議会におきましても議会基本条例を提案して改革のきっかけをつくってまいります。地方議会も大きく変わっていかなければならないのが、この地方主権改革の1つだと思っております。議会と行政が切磋琢磨し、地域主権社会の構築を目指していくことを再認識させていただきました。中央集権体制制度を抜本的に改め、基礎自治体を重視した地域主権の改革に今後も注視していきたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

議長(鈴木市朗君) お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。

明9日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日にはこれにて延会いたします。(午後2時37分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年9月8日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署 名 議 員 三 和 郁 子

署名議員 田中孝嗣